

巡回日数等

巡回日数(日)	巡回館数(館) (延べ)	取扱冊数(冊)	相談件数(件)	
平成12年度	96	527	12,720	272
平成13年度	96	528	12,270	314
平成14年度	96	528	14,969	285
平成15年度	96	540	16,515	182
平成16年度	96	516	17,592	218

注：平成14年度から「遠隔地利用者返却システム」による返却冊数を、平成15年度から「市町村間相互貸借」仲介冊数を含む。

c 乗車人員、担当課名

乗車人員 原則、司書1名

担当課 普及課

d 年間事業費（平成15,16年度を参考に算出）

(単位：千円)

旅 費	燃 料 費	高 速 使用 料	車 檢 等	合 計
29	166	128	121	444

e 意見

蔵書資料の利用効率が向上した場合の対応

図書館ネットワークシステムが整備され、総合目録による検索システムが充実し、検索が容易になれば、蔵書資料の利用効率が高くなり、物流が増加する可能性がある。巡回協力車の運行があくまで物流の向上のためということであれば、この物流の増加に対して、宅配等の輸送手段を使った場合とのコストの比較をし、コスト面で有利な方法を選択することが考えられる。しかし、巡回協力車の運行には、司書が巡回することでの市町立図書館との連携の強化と、各館の課題等に対しての支援という側面もあり、物流の増加に対するコスト面の検討に加えて、県立山口図書館の役割を果たすという観点から、現状の巡回回数等巡回協力車の運行の状況を分析し、合理的な実施方法を検討する必要がある。

(2) 図書資料の管理

ア 図書資料点検

(ア) 点検実施の状況

図書資料が所定の場所にあることを調査するために開架及び閉架とともに蔵書点検しており、開架は1年に2回、閉架は7層あることから、1年に1層ずつを行い、7年で一巡することにしているが、蔵書点検期間中の作業である開架スペースから除架した（利用の少なくなったもの）図書の書庫入れ作業によって異なることもある。

(イ) 上記の蔵書点検と日常業務中に不明図書資料のあることが分かるが、平成17年8月30日現在、不明年度別分類別不明資料件数は次のとおりである。

(単位：件)

年度 分類	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	合 計
0 総記	1	11	19	15	18	17	81
1 哲学	1	15	33	17	5	27	98
2 歴史	2	34	29	38	23	51	177
3 社会科学	3	103	105	75	52	99	437
4 自然科学	1	42	26	27	20	67	183
5 工学	1	47	37	44	12	60	201
6 産業	1	31	11	15	2	42	102
7 芸術	1	33	47	33	16	47	177
8 語学	0	19	23	23	5	32	102
9 文学	3	61	62	37	53	115	331
絵本	0	3	8	8	10	14	43

郷土	0	3	16	8	17	25	69
合計	14	402	416	340	233	596	2,001

※ 各年度に不明になった資料のうち、平成17年8月30日現在も不明状態である資料の件数

※ 平成11年度は平成12年1月1日～3月31日に不明になった件数

※ この中には、長期延滞図書は含まない。

不明図書資料の発生原因は、無断持ち出し（故意によるもの等）、配架ミス等にある。

平成17年11月17日現在の不明図書資料は1,934冊になっているが、うち、開架1,749冊、閉架185冊となっている。

閉架での不明図書資料は、原因は配架ミスであるが、点検が7年に1度のサイクルということで発見が容易でなく、配架ミスには特段の注意をし、不明図書資料発生の防止に努める必要がある。また、無断持ち出し防止対策には、BDS（ブックディテクションシステム）の導入等が必要である。

(ウ) 除籍までの過程

蔵書点検や日常業務の中で不明図書資料となったものを不明図書資料の発生年度別に管理しており、当館除籍要領により、5年経過した不明図書資料は除籍することとしている。

平成15年度は除籍冊数が0であったため、過去5年間の除籍冊数の推移を調査した結果は次のとおりである。

年間除籍冊数

（単位：冊）

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	合 計
冊 数	2,211	391	0	0	4,393	6,995
本館用図書	9	391	0	0	4,070	4,470
普及用図書	2,199	0	0	0	0	2,199
青少年用図書	3	0	0	0	323	326

イ 図書資料収藏能力と現状の保有冊数の状況

(ア)

	県立山口図書館が把握している適正限度	実際の保有冊数
開架部分	11万冊	110,926冊
書庫部分	約54万冊*	577,697冊

* 図書館協会発行「図書館施設を見直す」にある床面積当たりの収容冊数算式により県立山口図書館が計算した冊数は下記のとおりである。

書庫 4,492m²では546,136冊

算式

$$\frac{(\text{棚1段当たり冊数})^{*1} \times (\text{1連平均棚数})^{*2} \times 2 \times (\text{排架の余裕})^{*3}}{0.9m \times (\text{書架の間隔})}$$

* 1 棚1段当たり冊数 普通30冊で計算

* 2 標準7段の書架の場合 平均6.6段程度

* 3 4 / 5 (余裕のあきを1 / 5 とみる)

実際の保有冊数は適正な収蔵冊数と比較すると限界を超えており、図書資料の保有能力に問題が発生している。本来は分類順に配架すべき書架が破順（順番に並んでいない）となっていたりするため、作業効率が悪く、また、余裕のあきが狭められているため、図書が傷みやすくなるなどの問題である。

(イ) 意見

具体的対応策

a 図書資料の収蔵能力の面では、書庫の増設等の保存スペースの確保が必要ではあるが、図書資料の整理も必要であり、例えば重複図書（利用状況や業務上の必要性から、同一の図書を複数受入れしているもの）については、県立山口図書館は基本的には県域サービスを行う唯一の公立図書館として廃棄をしない方向で保存しているということではあるが、保存スペースへの対応として、利用が少くなり、開架から閉架書庫へ移動したものは、必要性がなくなっているものとして、廃棄を進めるべきである。

平成16年度末現在、除籍可能な重複図書は次のとおりである。

平成16年度末重複図書分類別冊数

分類	冊数
0	219
1	160
2	274
3	838
4	195
5	265
6	210
7	167
8	122
9	982
計	3,432

b 資料の劣化対策については、資料のマイクロ化やデジタル化を図ることも検討する必要がある。

(3) 備品等の管理

ア (ア) 備品管理の状況を県職員立会のもとに現物確認をしたところ、使用されていない備品が放置されており、物品規則第38条「その使用に係る物品のうちに使用する必要がなくなった物品、修繕を要する物品または使用することができなくなった物品があると認める時は、直ちにその旨を当該物品を所管する課長に報告しなければならない」と定め、また、第45条では「物品について、適切な処理ができないものまたは使用することができないものである時は、当該物品について不用の決定をしなければならない」と定めているが、いずれの手続きもなされていない。レコード及び8ミリ映写機を含め、早急に物品規則に従った処理を行う必要がある。

(イ) 物品標示票の貼付がない「パソコン」が1台放置してある。物品標示票が剥がれたためか、それとも個人所有のため物品標示票がないのか職員に質問を行ったが、不明であった。個人所有であればその旨明記しておき、県に管理保管責任がある備品とは明確に区分しておく必要がある。

イ 切手、はがき等の取得、管理及び処分

郵便切手及びハイウェイカードについて実査を行い、前期末残高に遡及計算を行った結果、一致した。購入状況と使用状況及び残高の関係について経済性・効率性の観点からチェックしたが、問題となる点は認められなかった。

(4) 施設の利用状況

ア レクチャールーム

(ア) 概要

レクチャールームは県立山口図書館において視聴覚教育の振興を図ることを目的に設置されており、図書館付施設施設である。床面積は542m²、294席を有するホールである。当施設の利用は教育委員会の許可を受けることが必要であり、公益を害すると認められる時、営利のみを目的とするおそれがあると認められる時、図書館の管理上支障があると認められる時は許可をしてはならないとされている。（山口県立図書館条例）

平成16年度図書館使用料として計上されている599千円（110頁記載）はレクチャールームの使用料である。

(イ) 監査結果

図書館使用料について、調定票、使用許可書、使用許可申請書、使用計画書を照合したところ全て整理されていたが、下記については検討の必要がある。

a レクチャールームの使用料は1時間2,840円、冷暖房費は実費とされている。（山口県使用料手数料条例）平成16年度の冷暖房費は1時間1,080円とされているが、その根拠が明確となっていない。条例で実費とされており明確にする必要がある。

b レクチャールームの利用状況は次のとおりである。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
(a) 利用可能日数（日）	365	365	365	366	365

(b) 利用日数 (日)	20	41	40	37	45
(b/a) 利用率 (%)	5.48	11.23	10.96	10.11	12.33
延利用者数 (人)	3,480	7,094	7,139	6,738	7,567

注 延利用者数は、申請書に記載されていた予定人数

レクチャールームの利用は山口県使用料手数料条例によれば、1年中利用可能となっているが（通常の時間利用以外は利用料金が20%の割増しとなっている。）、1年中利用可能であるにしてはあまりにも低い利用率である。

同ホールを視察したが、施設の老朽化が進んでおり、その問題の対応を含めて施設の効率的利用の面から、利用の増加について検討すべきである。

イ 旧視聴覚センター

(ア) 概要

同センターは県立山口図書館1階にあり、平成7年度末に閉館された。その後は使用しなくなった備品が放置されている状態である。

(イ) 監査結果

県に今後の利用計画について質問したところ、以下の用途を考えているということである。

- a ビデオ・16ミリフィルム試写（借りる前の試写）
- b 点字図書館のボランティア作業場
- c 点字図書館書庫
- d 図書館寄贈資料書庫
- e 図書館、文書館視聴覚資料倉庫

現状は、視察した結果、物置であり、県立山口図書館等は、資料の収蔵能力に限界がある状態においては上記の用途等を含めて有効活用する方策を検討すべきである。

(5) 人件費

ア 人件費

(ア) 概要

県立山口図書館で発生する人件費には、職員の給料、時間外勤務手当及びその他職員手当、共済費（社会保険料）、臨時職員の賃金がある。

平成17年3月末現在、職員は25名在籍しており、時間外勤務手当の計算基礎となる時間外勤務時間数は、県立山口図書館において管理される。

臨時職員は2名、非常勤職員は4名である。

(イ) 監査結果

特に問題点は認められなかった。

イ 司書の業務従事内容の分析

(ア) 司書のレファレンス業務

職員25名のうち、司書が20名（うち1名は育児休業中）であり、司書の重要な業務であるレファレンス業務の年度別の処理件数を調査した。その状況は次のとおりである。

年度別のレファレンス処理件数推移表

(単位：件)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
口頭	292	347	209	218
電話	622	580	444	443
文書	60	61	41	33
FAX	673	316	159	89
Eメール	0	177	232	184
クイックレファレンス	12,685	11,002	9,584	8,334
小計	14,332	12,483	10,669	9,301
子ども資料	—	—	—	2,237
合計	14,332	12,483	10,669	11,538

注1 子ども資料の件数は、平成16年度より子ども読書支援センターで個別に集計開始

注2 平成14年3月よりインターネットを導入し、ホームページ開設、横断検索も可能に

(イ) 監査結果

最近レファレンス件数が減少した理由は、県立山口図書館ホームページにより横断検索も可能になったことを始め、インターネット情報の普及が大きく影響している。これからは、調査研究、情報検索におけるレファレンス業務の役割とその有効性を高めるとともに、市町立図書館への支援業務等の充実や、県立山口図書館内部における図書の整備・点検等、県立山口図書館の運営等に司書の専門的能力をより發揮する必要がある。

(6) 委託契約事務

ア 概要

県立山口図書館では、館内の業務について外部へ業務委託を行っている。業務委託契約に際しては、令に基づき一般競争入札、指名競争入札または随意契約によることになる。

平成16年度の業務委託契約は総額21,859千円であり、主なものには清掃業務7,578千円、冷暖房機械設備等運転管理業務6,930千円、書庫・保存庫ガス燻蒸消毒業務1,791千円がある。

イ 監査結果

過去5年間の業務委託契約のうち、金額の大きいものを抽出した。

(単位：千円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
清掃業務 (A)	7,676	7,676	7,644	7,579	7,579
冷暖房機械設備運転 (B)	7,025	7,025	7,025	6,930	6,930
空気調和機等保守 (C)	976	976	976	956	956
冷却等他保守点検 (D)	940	940	940	908	903

注 A及びBは指名競争入札であり、C及びDは随意契約である。また、A～Dについては、5年間同一の業者が契約を行っている。

業務委託契約に関する手続きは、執行伺、契約締結伺、支出票に関する諸資料と照合の結果、次の事項を除き手続き上問題はなかった。

清掃業務の履行確認について、業者からの清掃日誌の様式が契約書の「清掃作業項目及び周期一覧」と一致していないため、履行確認が十分できない可能性がある。履行確認が確実にできるように清掃日誌の様式を検討すべきである。また、清掃日誌の記入状況も雑であり業者に確実に行うよう指導することが必要である。

ウ 意見

検討が必要と考えられる事項

- (ア) 平成16年度の指名競争入札は上記2件であるが、いずれも予定価格以下であるのは落札した1社のみであり、落札業者以外は前年度の落札価格以上で入札している。予定価格に対する落札価格は清掃業務が97%、冷暖房機械設備運転業務が99%と、予定価格に近い金額で落札されている。平成15年2月より前年度の落札価格が公表されており、落札した1社以外の全社が前年度の落札価格以上で入札していることは、競争入札における実効性に疑問を生じさせる。入札を実効あるものとするため、一般競争入札、または指名競争入札の場合の予定価格の公表等検討する必要がある。
- (イ) 随意契約（令第167条の2第1項第1号）において、契約業者選定のための見積書の入手先がほぼ同一であり、業務内容についても特に区分する必要はないと考えられるものがある。契約を一つにすることにより業者としてもより効率的な仕事ができる可能性があり、ひいては契約金額が下がる可能性があり、漫然と前年度契約と同様の契約を行うことなく、契約方法について検討する必要がある。

(7) 図書館ネットワークシステム

ア 概要

(ア) 平成4年5月に運用開始

平成16年1月に新図書館ネットワークシステム運用開始

(イ) 整備状況

県内公立図書館をはじめ県内大学図書館や各種図書館との連携を図り、資料情報提供のためのネットワークづくりを推進

(ウ) ネットワークの形成により県下全域における図書館活動を展開

(エ) 山口県内図書館横断検索による検索システムの充実に努め、県内図書館所蔵資料の活用促進が図られて

いる。

イ 効果

- (ア) 県民は地元にいながら地元図書館を通じて県立山口図書館の蔵書を借りることができ、県立山口図書館の資源を有効活用できる。
- (イ) 県民の図書館利用の促進に寄与する。

ウ 監査結果

- (ア) 図書館ホームページへのアクセス件数をもって、有効に活用されているかどうか調査するために、県立山口図書館から提出された人口類似の他県のホームページアクセス件数と比較をした。

ホームページアクセス件数

県名	人口 (千人)	平成17年								
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	月平均
青森県立	1,493	24,233	22,289	20,937	21,380	24,536	23,918	22,400	23,631	22,916
岩手県立	1,416	19,895	19,176	20,133	18,166	21,469	20,405	22,696	22,225	20,521
奈良県立	1,446	55,590	49,950	47,324	28,878	31,593	33,234	32,879	36,121	39,446
愛媛県立	1,505	24,246	22,067	28,856	29,293	28,209	28,805	32,789	31,720	28,248
長崎県立	1,522	7,338	5,947	6,442	4,213	6,556	6,473	6,927	8,327	6,528
山口県立	1,523	28,493	25,925	22,818	23,031	28,382	29,999	30,304	20,523	26,184

県立山口図書館調

人口類似の他県との比較では、アクセス件数は中位であり、順調に高まっている。県立山口図書館の資源の有効利用を促進するためには、県立山口図書館の蔵書検索が県内どこにいても可能であることを県民によく周知し、ホームページの利用度を高める必要がある。

(イ) ネットワークシステムのセキュリティ

- a 蔵書検索Webサーバに不正アクセスされた場合でも、利用者の個人情報が第三者に漏えいするがないシステムになっている。
- b ウイルス対策ソフトを導入しており、ネットワークに個人のソフトは接続できない等のセキュリティ対策は実施されている。
- a, bについては、一定のセキュリティの水準が確保されている。

エ 意見

(ア) セキュリティの脆弱性について

下記の点に関してセキュリティの脆弱性があり、問題が発生しないようにセキュリティの方針を規程として定め、定期的に見直しを図る必要がある。

- a サーバは施錠ができる部屋に保管されているが、昼夜とも施錠がされていないので、施錠に関して実施を要する旨、及び管理責任者等に関して定めること。
- b バックアップ用のテープがサーバと同じ部屋に置かれており、その保管場所、管理責任者等に関して定めること。
- c 端末からサーバへアクセス可能であり、サーバへのアクセスに関するログ情報のレビューに関して定めること。
- d 職員のノート型パソコン（5台）について、くさりを付けるなど外部に持ち出しが自由にできないような方法等管理方法に関して定めること。

(イ) システム構築の経済性について

異なるベンダが提供する各地方公共団体の図書システムはそのまま運用することで、各地方公共団体の費用負担は少額でシステム構築が行われ、合理的である。

(ウ) 新システムの県民への周知方法

- a 市立図書館へ行けば、県立山口図書館や他の市立図書館の蔵書検索ができるなどを新聞・テレビ等で周知する必要がある。
- b 新システム導入以来、携帯電話からのアクセス件数が少ないまま推移（平成16年度252件）しているが、携帯電話サービスシステムであり、現在の個人の保有台数からみても、積極的にPRし、利用度を高める必要がある。

(8) 光熱水費の使用状況

ア 概要

光熱水費の推移を調査し、使用状況に異常性がないか調査した。使用状況は次のとおりである。

	電 気		上下水道	
	使用量 (kw)	金額 (千円)	使用量 (m³)	金額 (千円)
平成12年度	352,710	9,102	3,444	1,752
平成13年度	344,775	8,506	3,466	1,762
平成14年度	341,274	8,187	3,352	1,716
平成15年度	342,690	7,859	3,186	1,649
平成16年度	347,394	7,969	2,918	1,539

イ 監査結果

- (ア) 電気、上下水道の使用量については、5年前より電気約1.5%、上下水道約15%減少しており、省エネ効果は生じている。
- (イ) 省エネ対策として実施している事項は次のようなことである。
- 不要時、不要場所での消灯、（事務室の電灯は一つずつ紐がついており個別に消灯できる。）冷暖房の箇所別運転時間の切り替え等を実施している。
- なお、水道の使用量については、設備の老朽化に伴い、漏水等が発生する可能性もあり、発生すれば使用量が多くなるので、漏れがないかなど、絶えず使用量の推移等に注意し管理する必要がある。

(9) 子ども読書支援センター

ア 概要

- (ア) 平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づいて、県で策定した「山口県子ども読書活動推進計画」において、県内の子ども読書活動の推進拠点として位置づけられている「子ども読書支援センター」を平成16年4月1日設置し、事業を行っている。

(イ) 組織・職員

「子ども読書支援センター」は普及課内に設置され、専任職員（県立山口図書館司書職員）2名が配置されている。

整備課と参考課の司書職員1名ずつを普及課に配置換えて「子ども読書支援センター」に充て、資料の受入れから児童サービスまでを一貫して行うとともに、県内公立図書館や学校等の関係機関、民間読書団体の支援及び相互の連携体制の整備を推進している。

- (ウ) 平成16年度に行った子どもの読書活動推進事業は次のとおりである。

子どもの読書活動推進事業	実施回数	参加延人数
新刊児童研究会	11回	142人
2, 3歳児を対象としたおはなし会	9回	228人
子どもと読書チャレンジ講座	6回	192人
講師派遣	21回	(周南市立中央図書館他12箇所)

イ 監査結果

設置目的、事業の内容等の状況を聴取した結果、特に指摘する事項はなかった。子どもの活字離れが進み、読書する機会も減少している状況において、子どもの読書活動推進に向けて県立山口図書館が中核的な支援を行うことは必要な事業であると考える。

(10) 点字図書館の業務運営

ア 概要

点訳、音訳資料の作成、貸出、相互貸借、情報提供等が行われており、最近10年間の利用状況等の推移は次のとおりである。

(単位：人、冊（本）)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
入館者数(利用者)	118	160	180	189	272	277	209	199	243	228
利用者数	9,796	13,873	15,920	14,303	16,052	16,790	17,186	17,422	16,861	18,194

登録者数	668	686	702	716	738	756	772	790	805	821
蔵書冊数	26,264	27,125	28,334	29,531	32,600	33,385	32,164	29,440	30,215	30,725
(蔵書タイトル数)	7,319	7,555	7,820	8,082	10,727	10,911	10,232	9,109	9,302	9,414
貸出冊数	42,400	58,923	63,633	60,947	62,662	56,772	62,665	61,670	61,027	60,977
(貸出タイトル数)	4,479	7,117	7,588	6,734	7,757	8,333	8,721	8,762	9,158	9,586
他館貸出冊数	2,634	3,278	3,137	4,050	4,221	4,350	5,837	7,184	8,344	9,717
(他館貸出タイトル数)	351	473	483	610	644	625	851	1,065	1,354	1,647
他館借受冊数	5,980	9,251	8,305	7,622	8,411	7,358	8,880	10,200	10,589	11,710
(他館借受タイトル数)	1,391	1,905	1,772	1,700	1,758	1,664	2,023	2,361	2,559	2,950

注 利用者数は延べ数

他館貸出、他館借受がそれぞれ増加傾向にあり、点字図書館の相互貸借が進みつつある。

平成16年度貸出冊数60,977の内訳は次のとおりである。

点字図書 2,499冊

テープ 54,724冊

C D 3,754枚

イ 監査結果

- (ア) 点字図書館について、事業の状況及び利用状況を聴取した。次のボランティアへの対応に関する以外に指摘すべき事項はない。
- (イ) 点字図書館は資料作成に関してボランティア活動に支えられている面があり、平成16年度の実績は次のとおりである。

ボランティア活動の内容	人数・グループ数
点訳ボランティア	8名
音訳ボランティア	31名
ディジタル図書編集	6名
校正（点訳、音訳）	7名
作業ボランティア	4名
ボランティアグループ	10グループ

これらのボランティアグループに、資料作成等を支援してもらっており、県立山口図書館への行き帰りの交通事故やボランティア活動中の事故等に対しては、ボランティアグループに保険に加入するよう勧めているが、県ではボランティア保険に加入していない。リスクマネジメントの観点から県が傷害保険に加入すべきではないかと考える。

(11) 障害者サービス等の展開

ア 概要

障害者サービスについては、大活字本を置いており、Y.A.サービスについては、平成16年度にティーンズコーナーを新設して、子ども読書支援センターによるサービスを始めている。

ビジネス支援サービスは、会社の事業活動や個人の起業に役立つ図書、資料、情報を積極的に収集・提供するというものであるが、県立山口図書館は、ビジネス支援サービスは実施していない。そのビジネス支援サービスについて、山口県商工労働部商政課は、図書館利用者のビジネス支援サービスに対するニーズ把握のため、アンケートを実施している。（実施年月 平成15年10～11月）

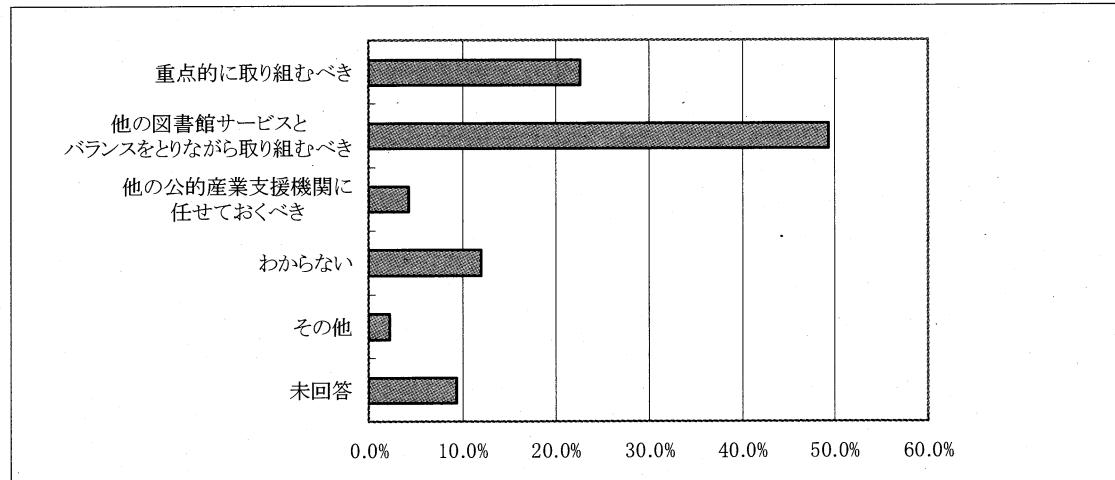
その中から抽出したデータ（表及びグラフ）は次のとおりである。

図書館別のビジネス支援サービスの取組に対する利用者のニーズ

	全 体	山口県立	下関市立	宇部市立	防府市立	岩国市立	周南市立
重点的に取り組むべき	22.6%	32.5%	24.5%	19.8%	18.6%	21.7%	21.4%
他の図書館サービスとバランスを取りながら取り組むべき	49.3%	43.9%	49.1%	52.2%	38.1%	51.8%	53.8%
他の公的産業支援機関に任せおくべき	4.3%	7.3%	3.8%	4.3%	3.1%	3.6%	3.3%
わからない	12.0%	8.1%	15.1%	11.1%	15.5%	10.8%	13.3%

その他	2.3%	0.8%	3.8%	3.4%	0.0%	3.6%	2.4%
未回答	9.4%	7.3%	3.8%	9.2%	24.7%	8.4%	5.7%
計 (回答数)	100.0% (773)	100.0% (123)	100.0% (53)	100.0% (207)	100.0% (97)	100.0% (83)	100.0% (210)

図書館全体のビジネス支援サービスの取組に対する利用者のニーズ



イ 意見

アンケート結果によれば、重点的に取り組むべきが県立山口図書館は32.5%と、下関市立図書館他4館の市立図書館と比べて最もニーズが高い状況である。

県民への図書館サービスの充実強化策として、ビジネス等の課題に対応した資料の提供や情報の提供を行っていく必要があり、社会経済環境の変化に伴う利用者のニーズに的確に対応した、サービスの提供に努めるべきであると思われる。

(12) 県立山口図書館の運営コスト

ア 概要

(ア) 前提

- a 図書館費には、正規職員の人事費は含まれていないので、従事している正規職員の人事費を加えた。
- b 県立山口図書館は、山口県文書館と同一館内にあり、需用費、委託料、役務費については山口県文書館部分も含めて県立山口図書館の図書館費に計上されているので、下記の基準により山口県文書館部分を除外した。（按分計算の明細は山口県文書館の運営コストの箇所に記載した。）

需用費、委託料、役務費	配賦基準
需用費、委託料	面積割合
役務費	個別に実績を算出 (ただし平成12~15年度は、平成16年度実績と同じとみなした。)

- c 平成16年度について発生主義に基づくコスト算定のため、建物の減価償却費及び職員の退職給与引当增加額県に対して別途データの提出を依頼した。

(イ) 歳入・歳出実績の推移

過去5年間の歳入・歳出実績推移表

歳 入

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
総 合 計	11,742	12,085	11,896	10,730	11,918
国庫支出金	11,265	11,174	10,923	10,162	11,240
国庫負担金	11,265	11,174	10,923	10,162	11,240
教育使用料	397	824	805	490	600
社会教育施設費	397	824	805	490	600
青少年健全育成施設					1
図書館					599
預金利子	0	0	0	0	0
県預金利子	0	0	0	0	0
雑 入	80	88	168	79	77
雑 入	80	88	168	79	77
主な増減理由					

単位:千円

歳入整理票より

歳 出

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
総 合 計 (1)+(2)	379,254	387,935	364,605	360,138	352,875
図 書 館 費					
報酬	8,362	8,335	8,308	8,115	8,072
共済費	1,187	1,214	1,256	1,330	1,524
賃金	4,497	4,269	4,011	4,505	5,668
報償費	777	461	1,291	770	396
旅費	1,817	1,293	1,617	1,033	899
需用費	29,109	28,364	31,212	30,552	27,357
△ 2,181	△ 2,099	△ 2,077	△ 1,976	△ 2,022	
役務費	4,617	4,790	4,780	4,267	2,660
△ 156	△ 156	△ 156	△ 156	△ 156	
委託料	22,091	35,110	22,059	22,080	21,860
△ 3,337	△ 2,240	△ 3,333	△ 2,187	△ 3,278	
使用料及び賃借料	48,137	48,051	44,784	44,573	41,813
工事請負費					
備品購入費	48,237	47,217	45,610	45,487	49,200
負担金補助及び交付金	332	332	332	332	333
公課費					
小 計 (1)	163,488	174,940	159,694	158,725	154,326
総料	117,228	116,528	114,741	113,098	110,637
時間外勤務手当	6,583	6,190	6,031	5,891	4,431
その他職員手当	60,409	59,608	54,386	52,413	52,821
児童手当	55	60	10	0	0
共済費	31,492	30,609	29,743	30,010	30,661
小 計 (2)	215,766	212,995	204,911	201,413	198,550
主な増減理由					

歳出整理票より(図書館費)

注 人件費には退職手当の支出は含まない。以下の山口県文書館、山口県立山口博物館、山口県立美術館、山口県立萩美術館・浦上記念館も同様。

(ウ) 平成16年度分の発生主義に基づくコストの計算は次のとおりである。

a 建物の減価償却費（耐用年数50年）

$$876,485 \text{ 千円} \times 0.9 \div 50 = 15,776,730 \text{ 円}$$

(公有財産台帳価格)

山口県文書館との面積按分（県立山口図書館87% 山口県文書館13%）による県立山口図書館分
13,726千円

b 退職給与引当増加額 在籍者の年間引当増加額を個別に計算

(エ) 平成16年度分の県負担運営コスト（純歳出金額+発生主義に基づくコスト）

歳出合計	352,875
歳入合計	△11,918
減価償却費	13,726
退職給与引当増加額	16,801
計	371,484千円

(オ) 利用者1人当たりの県負担運営コスト

平成16年度利用者数

県立山口図書館 192,906

点字図書館 4,494 (延人数ではなく実数)

197,400人

利用者1人当たりの県負担運営コスト 1,882円

(371,484(千円)／197,400(人))

(カ) 支出総額に対する人件費の割合（人件費に退職手当は含まない）

平成16年度 人件費 $\frac{198,550\text{千円}}{352,875\text{千円}} = 0.56$
 図書館費
 (歳出合計)

図書館費として支出されている金額の56%が人件費である。

1 監查結果

利用者1人当たりの運営コストは約1,800円余り要する。発生主義に基づくコストの算定は、例えば民間委託の可能性を財務面から検討する場合、民間企業は発生主義に基づくコストであり、比較可能なコスト情報として必要であり、今後運営コストの推移に注意し、管理運営のあり方の検討の際にも活用することが考えられる。（後記山口県文書館、山口県立山口博物館、山口県立美術館、山口県立萩美術館・浦上記念館も同様の趣旨により発生主義による運営コストを算出している。）

ウ 章見

コスト削減について

- (ア) 県立山口図書館建物内には、山口県文書館があるが、休館日が県立山口図書館とは異なっており、休館日を統一することにより光熱水費の削減効果等があるという点について、具体的には山口県文書館の箇所に記載している。

(イ) 同一館内にある県立山口図書館と山口県文書館で、総務部門の業務内容には重複するものがあり、総務部門の一元化することにより経費の削減が可能であるという点について、具体的には山口県文書館の箇所に記載している。

(ウ) 県立図書館のあり方検討委員会で県立図書館の役割が明確にされたことにより、組織内の分掌事務についてもその役割を効率的に遂行するという観点から見直し、検討する必要がある。

(13) 県立山口図書館の管理運営のあり方

意見

コスト削減について（前頁ウ）と併せて、入館者数が減少していることへの対応としては、開館時間の延長や祝日開館への対応等によるサービス面の改善を目標として、また、競争原理の導入により効率性を高め一層のコストの削減を目指して、平成15年6月に法が一部改正され、図書館等の「公の施設」の管理・運営に民間事業者等の参画が可能となった、指定管理者制度について、下記の点に留意し、導入の可能性を検討することが必要である。

ア 県立図書館が本来有する役割として、県立図書館あり方検討委員会で示された市町立図書館への支援等の公共性を実現する責任は、直営から指定管理者制度に移行しても変わるものではないことを前提とするこ
と。

イ 指定管理者は、図書館においては「図書館長業務」「窓口サービス業務」「蔵書管理業務」「施設管理業務」「読書推進業務」「ボランティア活動支援業務」等、図書館業務全般にわたって業務を執行することが可能であるが、図書館運営に係わる基本的、全般的な運営方針の決定や、市町立図書館の支援、購入図書の決定等の県立山口図書館の役割を果たすための基幹的な業務は県教育委員会が行い、窓口サービスや蔵書管理、施設管理等の管理業務に指定管理者制度を導入し、段階的に導入を進めるか、一括して導入するかの検討。

ウ 指定管理者が管理運営を行う場合も、入館料や図書館資料の利用料金を徴収することは、図書館法第17条で禁止されている。したがって民間事業者側は、経営努力が生かされるような取り決めが必要になるが、指定管理者制度の導入は県民サービスの向上及び行政コストの縮減を図るためにあり、そのねらいを損なわないように導入が可能かの検討。

第3 山口県文書館（以下「文書館」という。）

1 概要

(1) 沿革

昭和34年 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく山口県文書館設置条例により設置

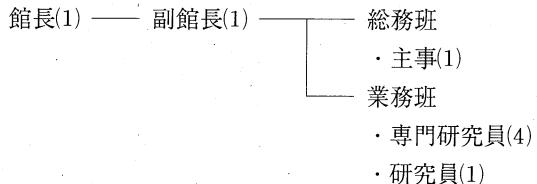
昭和35年 閲覧業務を開始

設置場所 山口市

(2) 運営方針

山口県の公文書及び記録並びに県内の歴史に関する文書・記録を収集し、管理するとともに、これらの活用を図り、文化の発展に寄与する。

(3) 組織及び職員の状況（平成17年4月1日現在）



(4) 業務

ア 調査・収集・整理・保存

山口県の歴史を伝える文書資料（古文書・古記録・行政文書・行政資料等）を調査・収集・整理・保存し、研究利用者の閲覧に供する。また、重要な古文書・古記録については、定本を作成（刊行）する。

イ 閲覧利用・レファレンス

山口県に関する歴史的な文書記録を調査研究し、レファレンスサービスを行う。

ウ 調査研究

研究員6名が研究テーマを定め、共同と個別の研究活動を進め、その研究成果の一端を、「山口県文書館研究紀要」により発表している。また県内各地域に配置している地方調査員10名（非常勤）が、それぞれの担当地域に所在する歴史的に貴重な文書記録史料の所在調査を実施している。

エ 普及教育活動の一環として、古文書解説講座や文書館デイズ等を開催し、県民へ歴史研究に対する関心を高める機会を提供する。

(5) 施設の概要

県立山口図書館の箇所に記載

(6) 開館時間（山口県文書館規則第3条）

9:00～17:00

(7) 閉館日（山口県文書館規則第2条）

ア 国民の祝日にに関する法律に規定する休日

イ 日曜日及び月末整理日

ウ 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

エ ばく書期間（春季及び秋季において、それぞれ1週間以内の期間とする）

2 外部監査の結果

（総括事項）

文書館の財務事務の執行及び管理運営については、下記個別事項の指摘を除き、関係法令等に基づき適正に処理されている。

（個別事項）

(1) 利用状況等

ア 利用状況の実態

（ア）利用者数の推移

（単位：人）

年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
入館者数	—	4,032	4,141	5,619	4,931	4,969	4,956	4,215	3,906	3,779
閲覧者数	2,002	2,709	2,672	3,063	3,019	3,187	3,198	2,631	2,316	2,356

(イ) 閲覧者の職業等の状況（3年間）

(単位：人、%)

職業	平成14年度				平成15年度				平成16年度			
	県内	県外	合計	比率	県内	県外	合計	比率	県内	県外	合計	比率
農業・林業・水産	24	3	27	1.0	7	0	7	0.3	2	0	2	0.1
鉱業・建設・製造	71	6	77	2.9	80	11	91	3.9	49	7	56	2.4
商業・金融・通運	26	5	31	1.2	29	2	31	1.3	21	4	25	1.1
教員	大学	142	190	332	12.6	92	161	253	10.9	123	158	281 11.9
	小・中・高校	76	2	78	3.0	76	1	77	3.3	65	9	74 3.1
	その他	7	3	10	0.4	10	5	15	0.6	8	6	14 0.6
宗教	7	10	17	0.6	1	0	1	0.0	7	0	7	0.3
報道・出版	23	9	32	1.2	12	2	14	0.6	12	7	19	0.8
その他のサービス機関	25	14	39	1.5	14	12	26	1.1	21	1	22	0.9
公務員	国	10	18	28	1.1	2	6	8	0.3	3	3	6 0.3
	県	335	17	352	13.4	304	14	318	13.7	235	4	239 10.1
	市町村	108	24	132	5.0	69	25	94	4.1	129	42	171 7.3
研究所・学術文化団体	11	18	29	1.1	12	40	52	2.2	7	4	11	0.5
学生	大学院	144	197	341	13.0	115	154	269	11.6	132	84	216 9.2
	大学・その他	422	65	487	18.5	361	90	451	19.5	604	57	661 28.1
その他	543	76	619	23.5	561	48	609	26.3	472	80	552	23.4
合計	1,974	657	2,631	100.0	1,745	571	2,316	100.0	1,890	466	2,356	100.0

(ウ) 文書資料等の利用の状況

a 閲覧

(単位：点、%)

区分	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	点数	構成割合								
毛利家文庫	11,765	44.0	15,139	51.4	9,471	43.4	8,068	39.9	8,477	41.5
徳山毛利家文庫	1,380	5.2	831	2.8	849	3.9	242	1.2	510	2.5
県庁伝来旧藩記録	1,157	4.3	1,052	3.6	1,278	5.9	804	4.0	536	2.6
山口小郡宰判記録	103	0.4	112	0.4	55	0.3	125	0.6	176	0.9
郡役所文書	86	0.3	39	0.1	126	0.6	99	0.5	66	0.3
行政文書	1,751	6.6	1,945	6.6	2,576	11.8	2,245	11.1	2,441	11.9
行政資料	309	1.2	849	2.9	246	1.1	413	2.0	334	1.6
諸家文書	5,733	21.4	5,212	17.7	3,868	17.7	5,344	26.4	4,913	24.0
三卿伝史料	74	0.3	45	0.2	75	0.3	53	0.3	22	0.1
両公伝史料	1,223	4.6	1,850	6.3	1,055	4.8	1,225	6.1	1,478	7.2
県史編纂所史料	263	1.0	572	1.9	355	1.6	198	0.9	235	1.1
一般郷土史料	533	2.0	223	0.8	189	0.9	284	1.4	196	1.0
輔物資料	63	0.2	37	0.1	16	0.1	17	0.1	54	0.3
複写資料	1,790	6.7	1,018	3.5	1,180	5.4	744	3.7	668	3.3
図書資料	447	1.7	442	1.5	322	1.5	251	1.2	90	0.5
その他	51	0.2	104	0.4	138	0.6	114	0.6	254	1.2
合計	26,728	100.0	29,470	100.0	21,799	100.0	20,226	100.0	20,450	100.0

b 特別利用

(単位：件、%)

区分	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	点数	構成割合								
特別閲覧申請	54	2.0	55	1.9	76	2.6	54	2.0	29	1.4
複写	745	27.1	794	26.9	831	28.9	841	30.9	897	42.0
出版物等掲載	124	4.5	122	4.1	136	4.7	117	4.3	144	6.7

(うち復刻)	(12)		(11)		(9)					
模造品製作	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.0
貸出	17	0.6	15	0.5	19	0.7	14	0.5	10	0.5
レファレンス件数	1,732	63.1	1,885	64.0	1,748	60.7	1,692	62.3	1,053	49.3
レファレンス文書 回答件数	73	2.7	76	2.6	69	2.4				
合計	2,745	100.0	2,947	100.0	2,879	100.0	2,718	100.0	2,134	100.0

イ 監査結果

文書館の利用者数、閲覧者数とも推移に目立った変化はないが、平成16年度における閲覧者は、大学生等の学生数が増加している。文書資料では藩政文庫（毛利家文庫）と諸家文書の閲覧数の比率が高い。最近3年間では、行政文書の比率が高くなっている状況である。

文書館は、山口県の公文書及び記録並びに県内の歴史に関する文書記録を収集し、管理するとともに、これらの活用を図り、文化の発展に寄与することを目的としている。その目的が遂行されるためにはより多くの県民が利用する必要があり、県民が古文書に親しみ、読解力を高める機会を提供するための普及教育活動等を充実させ、展開する必要がある。

(2) 資料収集・公開

ア 受入れ方法

(ア) 「毛利家文庫」（藩政文書）は平成16年度末現在93,217点あるが、これは寄託品であり、受託の経緯は次のとおりである。

a 発端

- (a) 昭和24年「山口県文化史」に必要な毛利家の旧記を借用。8月に山口大学文理学部図書館書庫に仮保管する（第1回約5,000冊）。
- (b) 昭和26年2月に、文化史編纂に必要な資料の一部を借用し、県立山口図書館内に仮保管（第2回約200冊）。
- (c) 昭和26年3月、毛利家の旧記録類を県知事公室で受け入れることとし、4月に「防長先賢堂」に保管（第3回約2万冊、絵図類約1,000点）。

b 移管

- (a) 昭和26年8月30日付けで、県知事名、教育長宛で、毛利家寄託文書の所管を県から教育庁に変更の照会がある。
- (b) 県立山口図書館長から、9月6日付けで引継承諾の内申書を提出。
- (c) 9月7日、「防長先賢堂」保管のまま、現資料の引き継ぎが行われる。
- (d) 12月、山口大学文理学部図書館書庫保管の資料を県立山口図書館へ移転する。
- (e) 昭和27年1月19日から台帳との照合を行う（台帳あり）。
- (f) 昭和27年1月28日、毛利家文庫寄託式を挙行する。

(イ) 行政文書

受入から公開まで

文書の受入れ



表題、作成年等のデータを入力する。



文書を部、課別に分類し配架する。



内容の点検と選定を行う。



公開のための目録を作成する。



公開 (文書の作成後、30年を経過した文書を公開する。)

(ウ) 行政資料

受入から公開まで

資料の受入れ



表題、発行年等のデータを入力する。



10年を単位に資料を配列する。



配列した資料を、資料を作成した部、課別に配列する。



公開のための目録を作成する。



公開

(エ) 諸家文書・その他の資料

受入から公開まで

資料の受入れ

(資料所蔵者から寄贈または寄託の申込書を受けて、受入れる。)



目録を作成する。



(受領書または受託書を発送して、寄贈または寄託の契約を完了)

公開

イ 監査結果

(ア) 藩政文書（毛利家文庫）については寄託を受けており、「寄託契約書」の提出を求めたが、過去の記録を調べても寄託契約書はないということであった。

寄託は他人から物を預ってそれを保管する法律関係である。

このケースは無償寄託であり、「自己ノ財産ニ於ケルト同一ノ注意ヲ為ス責ニ任ス」（民法第659条）となっており、受託の条件等を整理して契約書を作成し、寄託を受けた者としてその資料を保管する必要がある。

(イ) 寄贈品・寄託品の評価

a 諸家文書の寄贈について1冊100円または200円と評価しているが、従来から研究員6人の協議により評価している。第三者を交えた客観的な評価規程を作成すべきと考える。

なお、平成16年度に8件の寄贈文書があったが、評価額60万円以上のものはなく、またこれまで指定物品に該当するものは「有光家文書」1点のみで、昭和55年4月取得、金額2,820千円である。

b 寄託品については評価していないが、保管責任の観点から、寄贈品と同様に評価規程を作成し、評価することを検討する必要がある。

(ウ) 寄託品について保険の付保

当文書館では付保していないが、受託に伴う管理責任があることから、防災等のリスクへの対応が十分か検討の必要がある。なお、近隣の文書館に聞き取り調査を依頼した結果は次のとおりである。

文書館名	寄託・寄贈資料の評価の有無	保険付保の状況
広島県立文書館	評価無	付保なし
徳島県立文書館	評価無	付保なし
香川県立文書館	評価無	付保なし

(エ) 文書の公開について

文書の公開は、原則として文書の完結後30年を経過したものから公開している。これは、文書公開に伴う業務遂行上の支障、また、公文書を歴史的史料として再評価選別する意味から、30年経過後の公開を「公文書公開」の原則としている。

ただし、個人のプライバシー保護の観点からの公開制限がある。公文書は個人の情報を含むことから、個人のプライバシーを保護するために、別に「プライバシーを侵害するおそれのある文書の取扱要綱」を定め、上記の30年経過後も本人が生存の場合、長期にわたり当該文書の閲覧を制限している文書もある。

なお、後記の資料の整理状況の欄に行政文書の平成16年度データ入力済37,679点の記載があるが、30年経過後のものは次のとおりである。

年 代	点 数
1950年代文書	4,459点
1960年代文書	7,084点
1970年代文書	6,879点

これらの文書について、文書館で個人情報の面で問題がないと判断したものは、漸次公開ができるということであるが、50年代、60年代のものについては相当の時間が経過しており、個人情報の検討作業を早急に進め、県民が利用可能な状態にする必要がある。

なお、1950年までの文書は閲覧に供されている。

ウ 意見

(ア) 藩政文書以外の寄託品の受寄時の資料の状況についての確認について

寄託文書について受託書を取り交わしているが、受託時における資料の状況について文書の保存状況に関する内容の記載がない。返還時における後日の寄託者との認識の相違が生じないように、資料の写真を撮ること、双方で確認した旨及び署名押印をし、受託書か、または別紙調書を作成し、保管しておく等の措置が必要である。

(イ) 行政文書の収集方法について

行政文書について、現状では県学事文書課から毎年県の行政文書の廃棄予定リスト（学事文書課では、パソコンで各課のリスト全てを把握している）入手し、必要な文書の洗い出しを行う。その後、文書館から県の関係各課・室長宛に廃棄予定文書の引継ぎの依頼文書を送付し、行政文書の収集を行っている。

しかしながら、関係各課等から入手した回答書をみると、そのほとんどが廃棄等との記載であり、結果的に文書館が必要と考える行政文書の入手ができていない。

このような現状の収集方法には限界があるが、平成16年度において山口県公文書取扱規程第44条が改正され（平成16年10月29日訓令改正）、文書を廃棄しようとする時は、文書館館長に照会しなければならないとして、文書館の館長に廃棄文書の取扱いに関する判断を求めるようにされている。平成17年度からの運用に際して、学事文書課で文書引継ぎのルールを検討中であるが（平成17年8月の監査日現在ではできていなかった。）、同規程の趣旨に沿ったルールを早急に整備し、確実に運用がなされるように関係各課に注意を喚起する必要がある。

(3) 資料の管理

ア 収藏能力の問題

(ア) 監査手続

書庫及び春日山庁舎の収蔵資料の状況を視察した。また、新しく管財課の許可を受けて使用するという春日山庁舎の1階の収藏能力について説明を受け、実地にその状況を確認した。

(イ) 監査結果

a 現状及び課題

当館が保存している文書・記録等は、約44万点であるが、これらの文書資料は、本館棟の書庫（地下二層分：709m²）と春日山庁舎書庫（510m²）に分散している。昭和48年、現施設へ移転したときの文書は、約14万点であったが、その後の文書収集活動により増加し続け、本館棟の書庫では保存するスペースがない。このため、施設の一部を仮書庫として活用してきたが、寄贈資料等の増加により、その余裕も限界に達している。

春日山庁舎書庫は、緊急の対策として、昭和60年から利用している。この春日山庁舎書庫は、利便性はもとより、湿度、温度、遮光上の問題点に加え、防災上の観点からも問題があり、文書資料の利用及び保存上の機能の優れた書庫を確保することが重要な課題となっている。

また、公文書を歴史的資料として適切に評価し選別して収蔵するために、選別に至る一定の期間、公文書を保管しておく場所として中間書庫等が必要であり、この点からも充分な余裕を持った書庫の確保が緊急の課題である。

b 収藏能力

文書館でまとめたデータにより、春日山庁舎書庫の収蔵能力の余裕について検討した結果は次のとおりである。

(a) 今後10年間に収納が予想される行政文書、行政資料、諸家文書、図書について、過去10年間の資料収蔵状況（別紙のとおり）をもとに収蔵数を予測し、書棚に占めるメートル数の算定をした。

① 行政文書

行政文書の過去10年間の平均収納実績から1年間700冊の増加で1冊の厚さが7cmとなり、10年間収集すると490メートルの書棚が必要。

$$700\text{冊} \times 0.07 \times 10\text{年} = 490\text{メートル}$$

② 行政資料

行政資料の過去10年間の平均収納実績から1年間3,300冊の増加で1冊の厚さが0.5cmとなり、10年間収集すると165メートルの書棚が必要。

$$3,300\text{冊} \times 0.005 \times 10\text{年} = 165\text{メートル}$$

③ 諸家文書

諸家文書の過去10年間の平均収納実績から1年間2,600点の増加で1箱35点となり、10年間収集すると334.8メートルの書棚が必要。

$$2,600\text{点} \times 10\text{年} \div 35\text{点} = 743\text{箱}$$

1棚(90cm)に2箱収納可能。

$$743\text{箱} \div 2 = 372\text{棚}$$

$$372\text{棚} \times 0.9\text{メートル} = 334.8\text{メートル}$$

④ 図書

図書の過去10年間の平均収納実績から1年間820冊の増加で1冊の厚さが5cmとなり、10年間収納すると410メートルの書棚が必要。

$$820\text{冊} \times 0.05 \times 10\text{年} = 410\text{メートル}$$

$$\text{合計 } ① + ② + ③ + ④$$

$$\text{予想収納総メートル数 } 490\text{メートル} + 165\text{メートル} + 334.8\text{メートル} + 410\text{メートル} = 1,399.8\text{メートル}$$

(b) 春日山庁舎書庫1階の収蔵能力

春日山庁舎書庫1階の書棚の総延長は約1,174メートル(1段90cm×6段=1連を単位とする)で、今後の収納が予想される行政文書・行政資料・諸家文書・図書は10年間で書棚延長にして1,399.8メートルとなる(1年間では約140メートル必要)。

春日山庁舎1階部分を利用すると、計算上では、約8年間の利用が可能となる。

$$1,174 \div 140 = 8.4\text{ (年)}$$

(a) の別紙 過去10年間の文書館資料収蔵数

(単位:点)

年 度	藩政文書	諸家文書	行政文書	行政資料	図 書	その他 (特設文庫)	総 計
平成7年度	0	3,185	1,066	3,330	829	0	8,410
平成8年度	0	2,203	773	2,026	770	1,580	7,352
平成9年度	0	5,297	458	3,911	901	0	10,567
平成10年度	0	2,098	776	4,660	836	66	8,436
平成11年度	0	1,471	807	3,602	856	181	6,917
平成12年度	0	1,062	971	5,983	898	372	9,286
平成13年度	0	1,677	332	2,499	564	6,120	11,192
平成14年度	0	1,977	822	3,492	800	253	7,344
平成15年度	0	5,251	350	1,557	839	242	8,239
平成16年度	0	1,451	580	1,808	886	74	4,799
合計	0	25,672	6,935	32,868	8,179	8,888	82,542

平成16年度末収蔵状況

(単位:点)

藩政文書	諸家文書	行政文書	行政資料	図 書	その他 (特設文庫)	総 計
93,217	102,169	69,601	122,960	33,462	21,526	442,935

イ 資料の整理状況

(ア) 現状

a 藩政文書収集整理状況

(単位：点、箱)

年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
総数	93,217	93,217	93,217	93,217	93,217
整理済（公開点数）	93,217	93,217	93,217	93,217	93,217
未整理文書（箱数）	422	410	397	382	368
仮整理済文書（箱数）	12	13	15	14	14

※ 1箱約150点の文書が入っている

b 行政文書収集整理状況

(単位：点)

年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
総数	67,517	67,849	68,671	69,021	69,601
整理済（公開点数）	24,922	24,922	24,922	24,922	24,922
未整理	データ入力済	35,595	35,927	36,749	37,099
	データ未入力	7,000	7,000	7,000	7,000

c 行政資料収集整理状況

(単位：点)

年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
総数	113,604	116,103	119,595	121,152	122,960
整理済（公開点数）	10,959	13,303	14,046	14,046	14,992
未整理	データ入力済	102,645	102,800	105,549	107,106
	データ未入力	0	0	0	0

未整理文書、データ未入力文書等

藩政文書 93,217点のうち 368（箱）が未整理

行政文書 69,601点のうち 7,000点がデータ未入力

これらの藩政文書の未整理及び行政文書のデータ未入力は、いずれも文書受入時の現状のままで全く手つかずの状態のものである。

(イ) 監査結果

藩政文書は少しずつ整理が始まられてはいるが、行政文書のデータ未入力分は、少なくともこの5年間整理された実績がない。収蔵スペースの問題もあり、文書としての資料の価値があるのかないのか検討し、処分も検討する必要があると思われる。

文書の整理には専門的知識を有するということであるが、業務の内容を分析し、専門分野以外の業務には臨時職員を採用し、資料の整理を促進できないか検討する必要がある。

ウ 収蔵資料の現物点検

(ア) 点検については、月末整理日、春と秋の資料整理期間を利用して、目録に従って定期的に点検している。

(イ) 資料の品質管理

a 殺虫・殺カビ対策

2年ごとに薬剤による殺虫・殺カビ対策を実施

b 温度・湿度対策

簡易の除湿器を稼動させている。建物には空調設備を備えているが、予算上の制約もあって十分に稼動していない。

(ウ) 監査結果

備品管理簿に基づき、藩政史料につき実査した範囲では数量の照合ができた。

春日山庁舎書庫は、緊急の対策として利用されているが、保存されている資料については、温度・湿度管理、また防災上の観点からも、文書資料の保存には適切な施設であるとはいがたい。

このため、文書資料の保存上、機能の優れた書庫を確保することができないか、早急に検討の必要がある。

(4) 切手・はがきの管理

ア 概要

切手及びはがきについては、「郵便切手類受払簿」を作成し、これにより管理を行うこととなっている。

イ 監査手続

切手及びはがきについて、「郵便切手類受払簿」と現物とを照合した。

ウ 監査結果

平成17年8月24日照合の結果、「郵便切手類受払簿」の残高と現物とは全て一致した。しかし、「郵便切手類受払簿」を通査した結果、10円切手について、平成17年5月末の残高の記載は399枚であったが、計算調べを行うと2枚残高が合わず、計算上は401枚であった。この結果、帳簿残高と現物の残高は、現物が2枚不足しているという状況がみられた。2枚については、記載漏れの可能性が高いとの説明があった。

受払簿の記帳は正確に行うことが必要であり、誤った帳簿残高と現物が一致している状況は好ましくない。

エ 意見

購入枚数について

購入、使用、残高枚数の状況

(単位：枚)

	購入枚数	使用枚数	残 高
10円切手	200	65	406
20円切手	200	90	363
80円切手	300	245	411
100円切手	200	188	342
120円切手	300	97	514

平成16年度の切手の購入枚数、使用枚数及び残高の状況は上記のとおりであるが、年間の使用枚数と比較して、購入枚数及び残高枚数が多い。購入枚数が多い理由は、平成16年10月に全国規模の協議会が山口県で開催され、事務局となつたことから使用が大きく増加するとの見込みから多めに購入をしていることによる。購入に当たっては、経済性の観点から、実際の使用状況をみながら購入枚数を決めることが必要である。

(5) 人件費

ア 概要

文書館で発生する人件費には、職員の給料、時間外勤務手当及びその他職員手当、共済費（社会保険料）、臨時職員の賃金がある。

平成17年3月末現在、職員は8名在籍しており、時間外勤務手当の計算基礎となる時間外勤務時間数は文書館において管理される。

臨時職員は1名である。

イ 監査結果

文書館の行政職の平成16年度における主な業務内容としては、館長は、館務の統括・職員の人事、総務担当は、出納管理・給与・経理・予算・決算・福利厚生・全史料協全国大会会計事務に関することとなっている。この2名の他に館の管理業務を行う者として副館長（研究職）がおり、事務の総合調整・全史料協全国大会・閲覧業務に関することが主な業務となっている。

これら3名の年間給料支給額の合計は23,715千円であり、全館の合計56,202千円に対し42%を占めている。業務の効率性については、県立山口図書館との一元化に含めて123頁「イ 文書館と県立山口図書館の総務部門一元化について」で検討している。

(6) 委託契約事務

ア 概要

文書館では、館内の業務について外部へ業務委託を行っている。業務委託契約に際しては、令に基づき一般競争入札、指名競争入札または随意契約によることになる。

平成16年度の業務委託契約は総額13,873千円であり、主なものには資料保存修復事業8,085千円、資料整理事業3,129千円がある。

イ 監査結果

業務委託契約の手続には、特に問題は認められなかった。

(7) 文書館の運営コスト

ア 概要

(ア) 前提

- a 文書館は県立山口図書館の建物の中にあり、光熱水費等の需用費及び警備・清掃等の委託料は県立山口図書館の歳出に含められているため、建物の面積を基準とし、それぞれ利用面積比率により按分した。
- b その按分した文書館分を、文書館の歳入、歳出金額に加算している。（後記按分計算表参照）
- c (a) 平成16年度について発生主義に基づくコスト算定のため、建物の減価償却費については、文書館の面積割合分のみ計上している。
- (b) 職員の退職給与引当増加額は県に対して別途データの提出を依頼した。

(イ) 歳入・歳出実績の推移

過去5年間の歳入・歳出実績推移表

歳 入		単位:千円				
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
総 合 計		7	0	19,519	15,310	12,149
基金繰入金		0	0	19,511	15,310	12,149
緊急地域雇用創出特別基金繰入金				19,511	15,310	12,149
県預金利子		0	0	0	0	0
県預金利子		0	0	0	0	0
雑入		7	0	8	0	0
雑入		7		8		
主な増減理由				緊急雇用交付金	緊急雇用交付金	緊急雇用交付金

歳 出		単位:千円				
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
総 合 計 (1)+(2)		87,376	76,546	102,776	93,504	92,375
文 書 館 費						
報酬						
其 潜 費		172	403	312	158	204
賃金		1,889	3,362	2,672	1,569	1,740
報償費		1,054	1,056	915	906	931
旅費		1,879	1,889	1,893	1,384	1,485
需用費		2,488	2,420	1,907	2,457	1,596
2,181		2,099	2,077	1,976	2,022	
役務費		249	194	221	179	144
156		156	156	156	156	
委託料		2,086	2,084	25,368	17,429	13,873
3,337		2,240	3,333	2,187	3,278	
使用料及び賃借料		63	68	68	60	91
工事請負費						
備品購入費		27	30	1,105	29	29
負担金補助及び交付金		75	75	75	75	876
積立金						
小、計(1)		15,654	16,075	40,100	28,565	26,426
給料		38,667	32,136	33,731	35,900	36,049
時間外勤務手当		1,650	1,648	1,633	1,568	1,812
その他職員手当		21,179	18,377	18,465	18,213	18,341
児童手当						
其 潜 費		10,225	8,309	8,847	9,258	9,747
小、計(2)		71,721	60,470	62,676	64,939	65,949
主な増減理由				緊急雇用交付金事業実施	緊急雇用交付金事業実施	緊急雇用交付金事業実施

なお、上記過去5年間の歳入・歳出実績推移表に、県立山口図書館の需用費、委託料を按分した金額をそれぞれの項目の下段に加えているが、その按分した計算の結果は次のとおりである。平成12年度から平成15年度の役務費は、平成16年度実績を使用

需用費・委託料 内訳

単位:千円						
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
需用費		29,109	28,364	31,212	30,552	27,357
その他の需用費		12,328	12,214	15,238	15,349	11,799
図 書 館	電気	7,919	7,400	7,123	6,838	6,933
ガス		5,156	5,118	5,282	4,955	5,263
木道		1,524	1,533	1,493	1,434	1,339
文 書 館	電気	1,183	1,106	1,064	1,022	1,036
ガス		770	765	789	740	786
木道		228	229	223	214	200

単位:千円						
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
委託料額		22,091	35,110	22,059	22,080	21,860
その他の委託業務		3,072	16,091	3,072	3,465	3,293
図 書 館	警備	505	505	505	505	505
	清掃	6,678	6,678	6,650	6,594	6,594
	運転管理	6,111	6,111	6,111	6,029	6,029
	環境衛生	685	685	685	667	697
	エレベーター	627	627	627	605	605
	消防設備	382	382	382	238	164
	書庫棟差	694	1,791	694	1,791	694
文 書 館	警備	76	76	76	76	76
	清掃	998	998	994	985	985
	運転管理	913	913	913	901	901
	環境衛生	102	102	102	100	104
	エレベーター	94	94	94	90	90
	消防設備	57	57	57	35	25
	書庫棟差	1,097		1,097		1,097

※ 割合は、小数点第3位以下四捨五入

※ 書庫の棟差は2層～7層、1層～B2層の二つに分けて隔年で實施

書庫(1層～B2層)容積計 3,095.3m³ うち、1層(図書館用)は 1,198.8m³、B1～B2(文書館用)は 1,896.5m³

(ウ) 平成16年度分の発生主義に基づくコストの計算は次のとおりである。

a 建物の減価償却費（耐用年数50年）

$$876,485\text{千円} \times 0.9 \div 50 = 15,776,730\text{円}$$

(公有財産台帳価格)

県立山口図書館との面積按分（県立山口図書館87% 文書館13%）による文書館分 2,051千円

b 退職給与引当増加額 在籍者の年間引当増加額を個別に計算

(エ) 平成16年度分の県負担運営コスト（純歳出金額+発生主義に基づくコスト）

歳出合計	92,375
歳入合計	△12,149
減価償却費	2,051
退職給与引当増加額	4,295
計	86,572千円

(オ) 利用者1人当たりの県負担運営コスト

平成16年度利用者数 3,779人

利用者1人当たりの県負担運営コスト 22,909円

$$(86,572(\text{千円}) \div 3,779(\text{人}))$$

(カ) 支出総額に対する人件費の割合（人件費に退職手当は含まない）

$$\text{平成16年度 } \frac{\text{人件費 } 65,949\text{千円}}{\text{文書館費 } 92,375\text{千円}} = 0.71$$

(歳出合計)

文書館費として支出されている金額の71%が人件費である。

イ 監査結果

次年度事業の策定に当たっては、前年度事業実績を参考として反映させているが、事業評価そのものは定期的に実施していない。

文書館の利用者数は年間3,779人で、県負担運営コストの総額は約87百万円である。（発生主義に基づくコストであり、文書館の歳入、歳出金額は県立山口図書館と共用部分について、文書館負担分を図書館費から控除し加えたものである。退職給与引当増加額は別途計算して加算）

文書館の県負担運営コストの総額及び利用者1人当たりの金額は約23千円と、他の文化施設に比較して高くなっている。この利用者1人当たり運営費の負担が大きいことから、常にコスト意識をもって、古文書及び公文書の収蔵や保管という必要な役割を果たすとともに、現状分析と明確な改善目標を設定して事業評価を行い、効率性にも配慮した管理運営が必要である。

具体的な運営費の削減については、次の(8)ア,イに示したとおりである。

(8) 文書館の管理運営のあり方

意見

ア 県立山口図書館・文書館・点字図書館の休館日の統一について

(ア) 現状では県立山口図書館は月曜日が休館、文書館、点字図書館は日曜日が休館日とあるようにそれぞれ異なっているが、休館日を統一することにより、光熱水費が削減するのではないかという提案をした。

削減額を試算するために、計算の前提是、外部監査人と県で確認し、試算は県にしてもらった。その結果は次のとおりである。

月曜日に全館閉館した場合の減額コスト試算

光熱水費（平成16年度）

● 空調運転期間（7～9、12～3月として）

	光熱水費	稼動日数 (*1)	稼働時間 (*2)	1時間当たり	月曜日の日数	月曜日稼動 時間(*3)	月曜日分 (a)
電気	5,010,363円	199日	2,129時間	2,353円	25日	225時間	529,425円
ガス	5,267,723円	199日	2,129時間	2,474円	25日	225時間	556,650円
水道	989,876円	199日	2,129時間	464円	25日	225時間	104,400円

* 1 稼働日数…祝日及び年末年始を除いた日数

* 2 図書館の開館日数(169日)を11時間、その他を9時間として

* 3 月曜日は9時間として

● 空調非運転期間(4~6、10~11月として)

	光熱水費	稼動日数 (*1)	稼働時間 (*2)	1時間当たり	月曜日の日数	月曜日稼動時間 (*3)	月曜日分 (a)
電気	2,958,307円	145日	1,505時間	1,965円	20日	180時間	353,700円
ガス	782,240円	145日	1,505時間	519円	20日	180時間	93,420円
水道	549,155円	145日	1,505時間	364円	20日	180時間	65,520円

* 1 稼働日数…祝日及び年末年始を除いた日数

* 2 図書館の開館日数(100日)を11時間、その他を9時間として

* 3 月曜日は9時間として

委託料(平成16年度)

清掃業務 月曜日は休みにしているので、変化なし

運転管理業務 月曜日が全館閉館になれば、出勤する必要が無くなるので、仕様書の日数が減らせる

平成16年度契約額	仕様書の日数	1日当たり(*1)	月曜日の日数	月曜日分
6,930,000円	330日	21,000円	45日	945,000円

* 1 契約額 ÷ 日数

減額計

月曜日分計
2,648,115円

※ 月曜日閉館した場合、文書館・点字図書館ともに開館日が減ってしまう。対策として、現在閉館している日曜日を開館すると仮定した場合、上記試算コストは減額する

● 月曜日稼動面積(図書館関係分については、中央ホールや書庫等、点灯しない箇所は含めていない)

①	図書館関係	1,423m ²	参考業務室、参考資料室、子ども資料室、館長室、事務室、印刷室
②	点字図書館利用者・業務ゾーン	105m ²	点字図書館、点字作業室、点字閲覧室
③	文書館利用者・業務ゾーン	444m ²	文書館調査室、大絵図利用室、特別調査室、館長室、事務室、準備室、消毒殺虫室
④合計		1,972m ²	

開閉館日を統一した場合、上記面積のうち、③~④は日曜日にプラスされるため、減にはならない。

● 空調運転期間の月曜日分(a)及び、上記月曜日稼動面積に基づいて面積按分を行い、日曜日にプラスされる分を算出する

月曜日分(a)	月曜日稼動面積計(④)	点字・文書館 関係面積(②+③=⑤)	日曜日プラス分(a ÷ ④ × ⑤)
1,190,475円	1,972m ²	549m ²	331,425円

● 空調非運転期間の月曜日分(b)及び、上記月曜日稼動面積に基づいて面積按分を行い、日曜日にプラスされる分を算出する

月曜日分(a)	月曜日稼動面積計(④)	点字・文書館 関係面積(②+③=⑤)	日曜日プラス分(a ÷ ④ × ⑤)
512,640円	1,972m ²	549m ²	142,717円

予測されるコストの減少額

月曜日分計	日曜日プラス分計	差し引き減額
2,648,115円	474,142円	2,173,973円

休館日の統一により予測される減少額は、約200万円である。

- (イ) 休館日の統一を提案した後、県の方で実態を分析した結果、文書館来館者は、その動線上で県立山口図書館の蔵書を設置してある棚等を越えれば自由に手にすることができる状態にあることが判明した。県有

備品の紛失にもつながりかねないため、財産保全の観点及び前頁記載のコスト削減効果（約200万円）も踏まえ、休館日の統一に向けて適切な管理方法を早急に検討すべきである。

イ 文書館と県立山口図書館の総務部門一元化について

文書館と県立山口図書館は同じ建物内にあり、勤務場所が同じであることから、総務部門については職務の重複がみられるため、業務の効率的実施の観点から、点字図書館と県立山口図書館の関係と同じように、県立山口図書館を廡（会計規則第2条6号）とし、文書館を廡以外の出先機関として位置づけて、文書館の総務部門を県立山口図書館に一元化することにより、経費の削減を図るべきである。

総務の一元化により、約5,000千円のコストが削減可能である。さらに、文書館を県立山口図書館に統合することが可能であれば、県立山口図書館の館長が文書館を統括することになり、館長は一人でよくなり、県立山口図書館と文書館の組織を一元化することにより予測されるコストの減額は、約14,000千円程度見込まれ、効率性・経済性が大幅に改善されると思われる。

ウ 文書館の現状の課題への対応

文書館は古文書の所蔵と公文書の保管という大きな役割を有している。しかも情報公開等県行政の透明性の確保というニーズの拡大により、収集資料は増加傾向にあり、古文書及び公文書の保管場所として適切な収蔵庫の確保の問題、また資料の保管方法として、公文書の電子による永久保存を検討するなどの課題があり、これらへの対応や上記の館の休館日の統一、組織の合理化への対応等を含めて、文書館としてのあり方の検討を行うべきである。

第4 山口県立山口博物館（以下「県立山口博物館」という。）

1 概要

(1) 沿革

大正 6年 4月 山口県立教育博物館設置
昭和42年 3月 竣工
昭和42年10月 開館
設置場所 山口市

(2) 基本方針

ア 文化的継承と発展のために努める

本県は古くから大陸との交流において大きな役割を果たし、特色ある文化を育んできた。当博物館は、様々な活動を通じて山口県の自然と歴史を調査研究し、本県文化の継承と発展・創造に寄与する資料を収集・保管し、必要に応じて提供する。

イ 人文系と自然、理工系の総合博物館として活動する

人文系及び自然・理工系を併せもつ博物館として、その特色を生かしながら、郷土色豊かな総合博物館としての発展を目指す。

ウ 豊かな心を育み人づくりに資する施設として貢献する

心の豊かさと、創造性に富む人づくりの推進の一翼を担う社会教育施設として、活発な活動を行う。

エ 多彩な博物館活動を行う

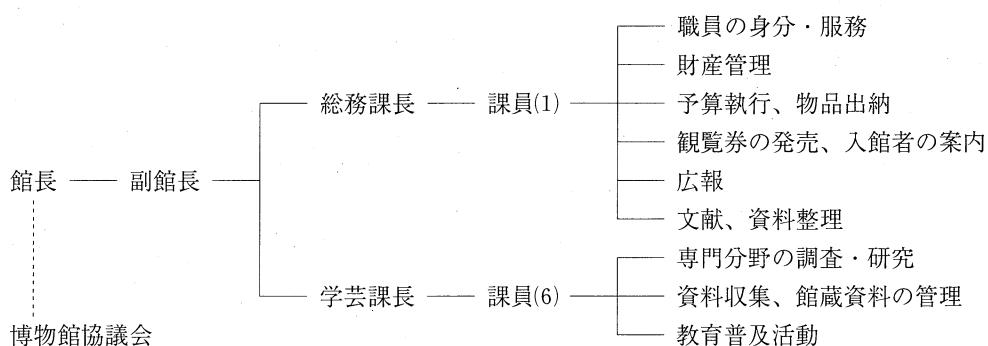
(ア) 資料の収集・保管に努める。

(イ) 資料の調査・研究に努める。

(ウ) 展示活動の充実を図る。

(エ) 教育普及活動の充実を図る。

(3) 組織及び職員の状況（平成17年4月1日現在）



(4) 事業の内容

ア 平成16年度展覧会の開催

(ア) 企画展

展覧会名	主催者	会期	入場者数
企画展 なるほど・ザ・電気	山口県・山口県教育委員会	7月22日～8月22日	7,889人
サイエンスやまぐち'2004 科学作品展 科学研究発表会	山口県・山口県教育委員会	10月29日～11月23日 11月16日	3,216人

(イ) テーマ展

展覧会名	主催者	会期	入場者数
ふるさとの星もよう	山口県立山口博物館	4月28日～6月13日	常設展に含む
きのこの世界	山口県立山口博物館	9月3日～9月26日	

(ウ) スポット展

展覧会名	主催者	会期	入場者数
肖像画	山口県立山口博物館	4月20日～5月16日	常設展に含む
灯り（あかり）	山口県立山口博物館	7月13日～8月22日	
よみがえった貴重な動物たち	山口県立山口博物館	1月5日～1月30日	

イ 教育普及活動

講 座 名	開 催 日	場 所	参加人数
植物教室第1回「天然記念物を訪ねる」	5月9日	萩市ほか	24人
ニート彗星を見る会	5月14日～16日	山口博物館	189人
アストロトーク「130年ぶりの金星太陽面通過」	5月23日	山口博物館	54人
歴史教室「鍛冶屋と道具」	5月30日	山口博物館	32人
130年ぶり一金星の太陽面通過を見る会	6月8日	山口博物館	204人
地質めぐり（第1回）	6月13日	県内	24人
昆虫教室	7月25日	山口博物館（市内）	43人
夏休み子供歴史教室「灯りの歴史」	8月1日	山口博物館	16人
科学工作講座	8月10日～12日	山口博物館	69人
親と子の化石観察会	8月11日	県内	37人
昆虫の名前を調べる会	8月22日	山口博物館	51人
植物教室第2回「講演きのこの世界」	9月5日	山口博物館	42人
植物教室第3回「きのこの写真教室」	9月12日	山口博物館	17人
アストロトーク「謎の天体～ブラックホールてなに」	9月26日	山口博物館	41人
地質めぐり（第2回）	10月10日	県内	26人
部分日食を見る会	10月14日	山口博物館	145人
天王星と海王星を見る会	10月29日～31日	山口博物館	171人
文化財講座「厚東の文化財を訪ねて」	10月31日	宇部市	36人
月面を見る会	11月19日～21日	山口博物館	394人
土星を見る会	2月18日～20日	山口博物館	76人

ウ その他

刊行物

館報（No. 26）

山口県立山口博物館研究報告（31号）

山口県の自然（No. 65）

(5) 施設の概要

ア 施設の概要

(ア) 本館

構造 鉄筋コンクリート造り、地上5階、地下1階（一部）

敷地面積 19,905.17m²建築面積 1,771.20m²建築延面積 3,597.21m²

(イ) 別館（旧山口県教育研修所第二研修部庁舎、昭和36年8月竣工）

建築面積 480.23m²建築延面積 1,566.3m²

(ウ) 各活動別面積

建物の合計床面積に対する割合

（単位：m²、%）

館 名	博物館（本館）		博物館（別館）		合 計	
	面 積	割 合	面 積	割 合	面 積	割 合
展示面積の割合	1,648.00	45.8	0.00	0.0	1,648.00	31.9
教育普及活動面積の割合	79.92	2.2	188.50	12.0	268.42	5.2
収集保存活動面積の割合	341.60	9.5	866.05	55.3	1,207.65	23.4
調査研究活動面積の割合	379.04	10.5	188.50	12.0	567.54	11.0
利用者の利便に関する面積の割合	198.27	5.5	60.00	3.8	258.27	5.0

その他	950.38	26.4	263.25	16.8	1,213.63	23.5
計	3,597.21	100.0	1,566.30	100.0	5,163.51	100.0

イ 開館時間

9:00~16:30

ウ 休館日

- (ア) 月曜日（特別開館日に当たるときは、その翌日（こどもの日を除く））
- (イ) 年末年始（1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで）
- (ウ) 祝日（こどもの日及び文化の日並びにこれら以外の法に規定する休日のうち、博物館が臨時に展覧会等を開催して博物館資料を展示する日（以下、特別開館日という。）を除く）

エ 入館料

普通展示	一般	1人につき 130円
	20人以上の団体	1人につき 100円
	高等専門学校及び大学の学生（19歳以上の者に限る）	1人につき 80円
	20人以上の団体	1人につき 60円
特別展示	1人につき1,000円の範囲内で知事が定める額	

2 外部監査の結果

（総括事項）

県立山口博物館の財務事務の執行及び管理運営については、下記(1)及び個別事項の指摘を除き、関係法令等に基づき適正に処理されている。

(1) 合規性に関する指摘事項

ア 割増率の適用誤り

振替出勤日における時間外手当の割増率について、割増率は125／100でなければならないのに、135／100の割増率を適用しており、計算が誤っている。

イ 業務委託契約に関する事項

空調設備、対戦型ロボット、展示用ロボットに係る3件の保守点検業務の委託先が、業務の再委託を行っている。契約書上、再委託は制限されており、再委託を行う場合には、館長の書面による承認が必要であるが、その手続が行われていない。

（個別事項）

(1) 利用状況等

ア 年度別入館者数推移

（単位：日、人）

開館 日数	常設展	企画展・サイエンス展			合計				
		入館者数 (A)	1日当たり 入館者数	企画展	サイエンス展	計 (B)	1日当たり 入館者数	入館者数 (A+B)	1日当たり 入館者数
平成7年度	300	20,781	69	25,415	6,953	32,368	108	53,149	177
平成8年度	298	20,601	69	40,941	5,230	46,171	155	66,772	224
平成9年度	299	21,492	72	30,710	5,132	35,842	120	57,334	192
平成10年度	300	25,530	85	7,554	4,582	12,136	40	37,666	126
平成11年度	299	15,950	53	3,232	2,809	6,041	20	21,991	74
平成12年度	301	13,750	46	15,281	3,348	18,629	62	32,379	108
平成13年度	308	11,244	37	11,361	2,764	14,125	46	25,369	82
平成14年度	299	13,732	46	4,041	3,314	7,355	25	21,087	71
平成15年度	301	13,881	46	14,806	3,406	18,212	61	32,093	107
平成16年度	303	16,169	53	7,889	3,216	11,105	37	27,274	90

イ 職業別等入館者数推移（5年間）

(単位：日、人)

区分	入 館 者						その他の無料入館者	入館者合計	開館日数	1日平均入館者数				
	個 人			団 体										
	大人	大学生	小・中生	大人	大学生	小・中生								
平成12年度	14,095	466	8,073	268	0	3,680	5,400	32,379	301	108				
		302			95									
平成13年度	9,866	284	6,548	143	0	3,630	4,664	25,369	308	82				
		234			0									
平成14年度	8,280	270	4,004	217	203	3,370	4,511	21,087	299	71				
		181			51									
平成15年度	12,491	402	8,125	66	63	3,830	6,650	32,093	301	107				
		366			100									
平成16年度	10,254	357	6,775	160	52	3,474	5,926	27,274	303	90				
		227			49									

ウ 地域別団体入館状況の推移（5年間）

(単位：人、%)

区分	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入館者	割 合								
岩国	271	6.3	340	8.0	519	11.2	250	6.9	196	5.9
柳井	132	3.1	15	0.4	114	2.5	42	1.2	35	1.0
周南	291	6.7	276	6.5	398	8.6	197	5.5	382	11.5
山口防府	1,390	32.2	1,817	43.0	2,119	45.6	1,523	42.3	1,520	45.6
宇部小野田	650	15.1	119	2.8	370	8.0	596	16.5	369	11.1
下関	190	4.4	297	7.0	484	10.4	298	8.3	436	13.1
長門	56	1.3	59	1.4	28	0.6	15	0.4	67	2.0
萩	143	3.3	260	6.1	58	1.2	106	2.9	68	2.0
県内計	3,123	72.4	3,183	75.2	4,090	88.1	3,027	84.0	3,073	92.2
県外計	1,190	27.6	1,047	24.8	552	11.9	575	16.0	260	7.8
計	4,313	100	4,230	100	4,642	100	3,602	100	3,333	100
									20,120	100

エ 意見

入館者確保対策

入館者の状況は上記のとおりであり、平成7年度から平成9年度頃に比較して、最近の平成14年度から平成16年度にかけては約50%程度に減少している。

県立山口博物館も入館者増加対策の必要性は認識しており、次のような方針を実施している。

- (ア) 広報活動の強化として、報道機関や地域情報紙を最大限活用している。
- (イ) 企画展、テーマ展、スポット展等を積極的に開催している。
- (ウ) 学校との連携強化として、各年度末に次年度の行事ポスター及びチラシを作成し、すべての学校・社会教育機関等へ送付している。また、学校との連携のため、専任の担当者を配置している。

- (エ) 講座等の普及活動の積極的実施として、来館者の最大のターゲットである学校の教員に対して「博物館1日研修」「経験教諭研修」等で、博物館の使命や活動内容をわかりやすく説明している。

現状では実施していないが、友の会の設置を検討し、県立山口博物館に親しんで利用したいと思う人の組織化を進めるなど、入館者増加対策について検討する必要がある。

また、県立山口博物館の活動にボランティアを受入れ、イベントの運営、広報活動等の支援を得ることは、間接的には入館者増につながるものと考えられることから、受入れを検討する必要がある。

次に、上記の職業別等入館者数の推移では、団体の小中生徒の入館者数はほぼ一定しており、増加傾向はみられない。本県では平成16年度において、小学生が約8万人、中学生が約4万人在籍しているが、これらの生徒のうち、約3,000人（個人入館者数では、年平均6,000人から8,000人程度）しか利用していない。小中生徒の県立山口博物館の利用が少ない原因は、県立山口博物館側にあるのか、あるいは学校側にあるの

か、それを探り、児童、生徒の県立山口博物館の利用を高めることなどのために、県立山口博物館では博学連携推進事業を進めているが、学校別に入館者の状況を分析し、特に、入館者がない学校には、県立山口博物館についての使命、役割、展示物等についての広報活動等を行うなど、入館者の増加対策を進める必要がある。

過去5年間の地域別入館状況の推移では、県内においては、山口・防府、宇部・小野田、下関で全体の約60%程度を占めている。その他の地域については入館数が少ないが、その原因を分析するとともに、広報活動の実施方法についても検討の必要がある。

(2) 収支状況及び入館料等の分析

ア 企画展・テーマ展の収支の状況の分析

(ア) 歳入・歳出等の状況

(単位：千円)

		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
サイエンスやまぐち展	歳入	147	170	129	180	114
	歳出	2,944	2,742	2,518	2,515	2,332
その他企画展	歳入	4,883	2,897	1,660	3,113	1,615
	歳出	20,325	36,000	20,684	10,501	14,995

歳入については実収入額を計上。歳出については、企画展とその他の費用の区分が行われていないため、予算額を計上。

(イ) 企画展の入館者について有料・無料入館者数についての分析

(単位：人)

		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
サイエンスやまぐち展	有料	500	596	438	617	400
	無料	2,848	2,168	2,876	2,789	2,816
	計	3,348	2,764	3,314	3,406	3,216
	教育文化週間	907	520	832	630	555
	18才以下	—	1,235	1,566	1,577	1,411
	その他	—	413	478	582	850
その他企画展	有料	6,744	4,175	1,613	6,167	2,625
	無料	8,537	7,186	2,428	8,639	5,264
	計	15,281	11,361	4,041	14,806	7,889
	18才以下	—	—	—	5,386	3,384
	その他	—	—	—	3,253	1,880

事業を行う場合、予算をたて実績と比較することによりその成果を次に生かすこととなるはずであるが、無料入館者が多いため、財務分析は行われていない。

しかしながら、企画展にどの程度の費用が実際発生しているかを確認することは次の計画のためにも重要であることから、今後事業ごとの費用の把握ができるように財務システムの検討が必要である。

イ 企画展入館料の設定方針について

(ア) 事業当初予算と入館料の関係

年 度	企 画 展 名	事業費の当初予算(千円)	大人の入館料(円)
平成12年度	不思議体験光のファンタジー展	20,325	730
平成13年度	ゆめ探検館展	36,000	730
平成14年度	鉄と人の文化史展	20,684	730
平成15年度	なるほど・ザ・シャーク展	10,501	510
平成16年度	なるほど・ザ・電気展	14,995	620

企画展の入館料については、平成2年度から文化財保護課と財政課との間で、事業費予算に応じた入館料設定（注1）の方針が決まっている。この方針に従い、毎年料金設定を行っているということであるが、「サイエンスやまぐち」以外の企画展の過去5年間における事業費当初予算と入館料との関係は上記のとおりであり、平成16年度に関しては、料金設定が上記の方針に従って決定されていない。

(注1) 現在の企画展入館料

事業費(千円)予算	入館料(円)		
	大人	高大生	小中生
14,000以上	730	510	0
12,000以上	620	410	0
10,000以上	510	300	0
8,000以上	410	200	0
5,000以上	300	200	0

(3) 収蔵資料の受入

ア 年度別・部門別資料収蔵実績

(単位:件)

部門\取得年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
理工	— (543)	— (543)	— (543)	— (543)	5 (548)
天文	— (272)	— (272)	— (272)	2 (274)	1 (275)
地学	14 (3,738)	2 (3,740)	7 (3,747)	— (3,747)	6 (3,753)
植物	15,888 (193,792)	444 (194,236)	531 (194,767)	190 (194,957)	71 (195,028)
動物	152 (88,290)	287 (88,577)	935 (89,512)	9,010 (98,522)	1,304 (99,826)
小計	16,054 (286,635)	733 (287,368)	1,473 (288,841)	9,202 (298,043)	1,387 (299,430)
考古	— (1,604)	— (1,604)	— (1,604)	4 (1,608)	2,039 (3,647)
歴史	41 (3,291)	19 (3,310)	18 (3,328)	108 (3,436)	3 (3,439)
美術工芸	— (1,668)	— (1,668)	— (1,668)	4 (1,672)	— (1,672)
民俗	2 (3,142)	— (3,142)	— (3,142)	— (3,142)	— (3,142)
小計	43 (9,705)	19 (9,724)	18 (9,742)	116 (9,858)	2,042 (11,900)
合計	16,097 (296,340)	752 (297,092)	1,491 (298,583)	9,318 (307,901)	3,429 (311,330)

(注) 表の下段()内の数は累積数値である。

資料収蔵の実績は上記のとおりであり、資料の收受方法には、採集、発掘、寄贈、購入、製作、寄託等があるが、購入は平成16年度は4件のみであり、寄贈、寄託について監査した。

イ 寄贈

(ア) 寄贈手続の概要

資料の寄贈を受けるときは、資料寄贈申込書によるものとし、資料の引渡しを受けたときは、寄贈者に資料寄贈受書を交付している。その後、寄贈資料の評価額に合わせ寄贈者に感謝状を贈っている。(山口県立山口博物館資料取扱要綱第11条)

(イ) 監査結果

寄贈手続は関係規則に準拠しており、合規性に問題は認められなかった。

ただし、評価方法については問題がある。軽微なものは学芸員の独自の判断で評価し、重要なものは館内協議を行い、決裁の後、外部の第三者に鑑定を依頼している。しかし、外部の第三者の鑑定の結果が書類で残されていないので、評価額が妥当かどうか確認することはできなかった。業者の調査した価格等確認できる資料を保存する必要がある。

ウ 寄託品について

平成16年度末の寄託品の件数は108件である。

(ア) 受入れについて

a 概要

(a) 博物館資料受入基準（別表第1）に照らして妥当と判断されるものについて受け入れている。

(b) 受入れ手続

- ・ 資料寄託申込書の作成
- ・ 資料の引き渡しを受ける
- ・ 資料寄託受書の作成・交付
- ・ 寄託資料カードに記入

b 監査結果

(a) 寄託受書に寄託期間の記載がない。

平成14年4月改正の山口県立山口博物館資料取扱要綱第12条第3項では、資料の寄託期間は5年以内となっており、この要綱に準拠していない。（資料の更新について（意見）下記(ウ)参照）

(b) 寄託品の評価

県は寄託品について受け入れ時に評価していない。

賠償責任がある以上、寄託時に評価し、寄託者と合意しておく必要があると思われる。

(c) 寄託品について保険の付保

寄託品について保険に付していない。受託に伴う管理責任があることから、防災等のリスクへの対応が十分か、他県の状況等を調査し検討する必要がある。

c 意見

寄託資料の賠償責任については、災害その他の不可抗力に基づく場合以外は寄託者に対して負うことになっている。（山口県立山口博物館資料取扱要綱第17条の3）

賠償責任が求められるケースは、寄託資料返還時が多いが、寄託時点の資料の状況については写真撮影をし、資料カードに添付するようになっているが、併せて資料の状況について、寄託者と県立山口博物館の両者が確認した旨の記載及び確認印を押印し、返還時に寄託品の状況について認識の相違が生じないようにする必要がある。

(イ) 利用について

寄託品の在庫件数108件のうち、この10年間展示や貸出に利用されたことがないものが14件あり、その受入時期の内訳は次のとおりである。

受入時期	件数
不明	1
昭和30年	1
昭和34年	7
昭和44年	5
合 計	14

博物館資料受入基準に従って受け入れたものが10年間展示や貸出に利用されたことがないというのは、受け入れが妥当であったのかどうか問題であり、これらの寄託品について博物館資料として有効性を検討する必要がある。

なお、博物館資料受入基準は次のとおりである。

別表第1（第6条、第14条関係）

博物館資料受入基準

博物館で行う研究・展示その他の教育普及活動、及び保管して歴史的・文化的意義が認められる資料で

- 本県の自然を構成している岩石・鉱物・古生物及び動植物資料
- 本県の歴史を知るうえで必要な考古・歴史・民俗資料
- 科学技術・天文・気象の基本原理及びその歴史に関する資料
- その他、上にかかる分野に関連する学問領域の資料及び山口県の地域的特性

を示すうえに必要な関連地域の資料等で、博物館活動に必要と認められる資料とする。

(ウ) 意見

資料の更新について

寄託者の住所不明が10人（17件）ある。

寄託について更新の手続は平成14年4月の現要綱の改正時に定められた。この要綱になってから寄託の受入品はないということであり、改正前の寄託品が更新されずにそのままになっているということである。過去にさかのぼって更新の話を切り出しにくいということであるが、既に寄託者の住所不明が上記のようにあり、しかも増加することも考えられるので、取扱要綱に従って寄託品の更新を実施すべきである。

なお、寄託者が死亡し、相続が発生しているものがあるということであるが、相続の場合の寄託の取り扱いを取扱要綱に定める必要がある。

(4) 収蔵資料の払出

ア 概要

資料の貸出の状況は次のとおりである。

No.	資 料 名	点数	貸 出 先	期 間
1	フカヒレ製品一式他	4	群馬県立自然史博物館	5/15～9/22
2	絹本著色仁王經曼荼羅図(寄託資料)	1	周防国分寺展実行委員会(山口県立美術館)	6/18～8/6
3	鉱物標本(黒曜石他)	6	中原中也記念館	7/28～10/11
4	鳥口他	16	中岡慎太郎館	7/29～9/10
5	リニアモーターカー模型一式	1	防府市青少年科学館	10/5～12/2
6	長井雅楽断罪文他	5	下関市立長府博物館	10/21～12/14
7	毛利輝元所伝紅地一に三つ星紋旗	1	萩博物館	10/28～12/14
8	緑色岩研磨板他	36	防府市青少年科学館	1/20～3/6
9	大村益次郎自筆蘭学文字他	5	シーボルト記念館	1/25～3/2

イ 監査結果

払出手続は所定の責任者の決裁がとられ、要綱等に準拠して貸出されている。

(5) 収蔵品の現物管理

ア 資料の整理の状況(未整理資料)

(ア) 平成16年度末資料総件数の資料の整備の状況は次のとおりである。

なお、下記のうち未整理資料とは、県立山口博物館が受け入れている資料ではあるが、詳細について未調査で、その名称等が確定されず、標本ラベルや資料目録が作成されていないものである。

資料については、デジタル化されたものとカード式のものがあり、徐々にデジタル化が進められている。

未整理資料数

(単位：件)

部 門	受 入 総 数	デジタル登録数	カード登録数	未整理資料数
植物	195,028	71,317	約73,400	約50,300
動物	99,826	35,100	約16,100	約48,600
地学	3,753	3,400	0	353
歴史	3,439	3,366	0	73
考古	3,647	1,603	約400	約1,600
天文	275	126	0	149
理工	548	536	0	12
美術	1,672	0	1,672	0
民俗	3,142	0	3,142	0
計	311,330	115,448	約94,700	約101,100

注1 カード登録数の約とは、カード登録した資料の数が膨大でカウントできなかったことから、ファイリングキャビネット1つ当たりのカード枚数(概数)を確認し、それを基に棚数を乗じて算出した数字であるため

注2 未整理資料数の約とは、受入総数からデジタル登録数及び概数であるカード登録数を差し引いた数字であるため

(イ) 整理に要する時間等

未整理資料が増加しているので、その整理にどれだけの時間を要するか質問したところ、最も件数が多い植物資料等で1件につき5分程度、残り約10万件で約8,300時間(1日2～3時間の従事で約17年)要

するということである。

専門的知識を必要とする分野以外の未整理資料については、アルバイト等を雇用し、早期に資料化すべきである。

参考までに「全国の県立博物館の資料台帳」に資料の記載割合のデータがあるので示せば次のとおりであり、県立山口博物館は(B)と(C)の中間である。

資料台帳に記載の資料の割合

	(A)ほとんどすべて	(B)4分の3程度	(C)半分程度	(D)4分の1程度	(E)ほんの少し	(F)無回答
都道府県立 317	57.7%	6.6%	9.8%	2.2%	8.5%	15.1%

平成16年度 財団法人日本博物館協会の博物館総合調査報告書より

イ 現物点検

点検の状況

点検は学芸員7人が実施しているが、デジタル化された資料だけでも学芸員1人当たり1.7万件あり、その点検に要する時間を1件につき2~3分としても延べ270日（1日2~3時間従事）を超えることとなり、年に1度の点検は不可能であり行われていない。

点検の現状は、防虫剤補充等の資料管理業務の中で、隨時点検を実施し、資料の貸出し、熟覧の際に詳細点検が行われている。指定物品については毎年度実施されている状況である。

資料については、未整理のものが約3分の1あり、資料の整備が先ではあるが、現物管理上、資料の重要度を考慮し、点検の実施方法を明確に定め、効果的かつ効率的に実施する必要がある。

ウ 収蔵能力

収蔵資料のスペースの状況を調査するため、収蔵庫の状況を観察した。

収蔵庫のスペースの状況は次のとおりである。

本館	4階	408.24m ²
別館	1階	60m ²
	2階	117m ²
	3階	372.5m ²
<hr/>		957.74m ²

収蔵スペースは限界に達している状況であり、今後、資料が増加すれば収蔵庫の確保が必要となる。一方において寄託品について貸金庫代わりとも思えるようなものなどは返還するなど整理することも必要である。

エ 物品標示票の貼付について

(ア) 全指定物品24件のうち、物品標示票の油性マジックが消えて読めないものが3件、物品標示票の貼付がないものが3件あった。

(イ) 物品規則第24条（標示）第3号ただし書きにおいて「その性質又は形状等により、物品標示票を貼り付けることが適当でないと認められる備品については、貼り付けないことができる」と規定しているが、収蔵資料の中に、同規則の趣旨に従っていない物品標示票を貼付しているものがあった。

オ 指定物品

(ア) 指定物品を取得した場合、取得日から20日以内に県知事に報告が義務付けられているが、8件については指定期間を経過しており、物品規則第12条第7項の規定に従っていない。

(イ) 指定物品である日本画他2点について、評価調書が添付されていない。評価した者及び評価の基準・方法・評価額等が不明であり、貸出等を行う場合、保険の付保に当たり評価額は必要である。事後的になるが評価を行っておく必要がある。

カ 収蔵品のうち、有効活用されていないものがある。その明細は次のとおりである。

	評価額
日本画1点	2,500千円
油絵1点	2,000千円

上記の美術品（指定物品）は、昭和54年に山口県立美術館が完成してからは、県立山口博物館での現代美術の展示活動は中止することとなったため、倉庫に保管したままになっているが、展示に利用するなど広く

県民のために有効活用されるべきである。そのためには物品規則第32条の保管転換の手続きにより、山口県立美術館で保有すべきである。

なお、県立山口博物館の所蔵品には、日本画、屏風、掛け軸、洋画、版画、焼き物等があり、県立山口博物館で所蔵すべきものかどうか、収蔵場所について検討を要するものがある。

(6) 備品等の管理

ア 劇物の保存について

(ア) 監査結果

劇物が塩酸674.4g他13品ある。

保管の管理状況について保管場所を視察したが、保管方法については厳重に管理されており問題はない。

数量が受払帳と一致しているか14品中3品抽出して実査した結果、不一致なものはなかった。

(イ) 意見

劇物の使用状況について

14品中酢酸エチルが平成14年度に使用されたのみで、他の13品は平成15年度に不用の決定をしたものとの、その後廃棄されず、長期滞留していた。

安全性の観点から、物品規則第48条の規定により早急に廃棄すべきである。

イ 図録について

平成14年度企画展 「鉄と人の文化～よみがえる赤羽刀」

(a) 作成部数	(b) 贈呈	(c) 販売	(d) 保存	(e) 残部(a-b-c-d)
1,500部	305部	840部	100部	255部

現実には監査日現在（平成17年9月14日）実査した部数が424部あり、受払帳の部数255部より多かったが、贈呈用の部数について受払記録がなく、何部残数があるべきなのかが不明のため、実査時の部数が正しかどうか確認できなかった。現物の部数と受払帳の部数が照合できるように、贈呈用の部数についても受払の記録を残すように整理する必要がある。（平成17年度企画展「山口県の駅」は、部数は現物と一致したが、贈呈用の受払記録がない点は同一であり、受払帳の記載の改善を要する。）

ウ 切手、はがきの取得、管理及び処分

切手、はがき出納簿において、使用したものの職員の受領印が全てにわたり押印されていないので、使用者が誰なのか不明である。切手、はがきの管理上は使用職員の受領印を押印し、使用者を明確にする必要がある。

(7) 施設の利用状況

館内の施設の状況を視察したところ、下記のものが倉庫として使用されている。県立山口博物館の説明によると、本館では資料保管庫の総量が不足しており、物品の保管場所が確保できないことから、当面倉庫として活用しているとのことである。

ア 維新記念館（157.02m²）大正6年完成

県立教育博物館の維新資料展示室として使用、昭和42年の改築時に解体されず存続、以後倉庫として使用。

イ 防長先賢堂（182.80m²）昭和3年完成

県立山口博物館の管理となる。戦前は先賢祭、講演会、資料の展覧会等が開催されていたようである。戦後も建物は解体されず存続したため、上記記載のとおり倉庫として活用しているが、公園内の適切な建物として管理をしていきたいということである。

(8) 人件費

ア 概要

県立山口博物館で発生する人件費には、職員の給料、時間外勤務手当及びその他職員手当、共済費（社会保険料）、臨時職員の賃金がある。

平成17年3月末現在、職員は10名在籍しており、時間外勤務手当の計算基礎となる時間外勤務時間数は県立山口博物館において管理される。

イ 監査結果

時間外勤務手当について、例えば休日を同一週の他の出勤日に振り替え、当該日に時間外業務を行った場

合の時間外勤務手当について、「時間外勤務・休日勤務命令簿」において勤務1時間当たりの給与額に135／100を乗じているが、当該日は正規の勤務時間が割り振られた日であるため、135／100ではなく、125／100を乗ずることになる。改善を要する。

(9) 委託契約事務

ア 概要

定型的な業務委託契約の5年間の推移は次のようになっている。

(単位：千円)

業務名	年度	契約金額	予定価格	比率	委託先
館内外清掃業務 (指名競争入札)	平成12年度	3,675	3,675	100.0%	A社
	平成13年度	3,660	3,708	98.7%	A社
	平成14年度	3,557	3,641	97.7%	A社
	平成15年度	3,240	3,550	91.3%	A社
	平成16年度	2,973	3,150	94.4%	O社
機械警備業務 (随意契約(4号))	平成12年度	803	816	98.4%	B社
	平成13年度	803	803	100.0%	B社
	平成14年度	803	803	100.0%	B社
	平成15年度	803	803	100.0%	B社
	平成16年度	803	803	100.0%	B社
空調設備等運転管理 (随意契約(2号))	平成12年度	2,909	2,974	97.8%	A社
	平成13年度	2,909	2,909	100.0%	A社
	平成14年度	2,909	2,909	100.0%	A社
	平成15年度	2,909	2,909	100.0%	A社
	平成16年度	2,909	3,642	79.9%	A社
自動ドア保守点検 (随意契約(2号))	平成12年度	84	84	100.0%	C社
	平成13年度	84	84	100.0%	C社
	平成14年度	84	84	100.0%	C社
	平成15年度	84	88	95.2%	C社
	平成16年度	84	88	95.2%	C社
特定建築物管理業務 (随意契約(1号))	平成12年度	244	244	100.0%	A社
	平成13年度	244	244	100.0%	A社
	平成14年度	244	244	100.0%	A社
	平成15年度	244	300	81.2%	A社
	平成16年度	240	286	83.9%	A社
資料薰蒸業務 (随意契約(2号))	平成12年度	196	196	100.0%	D社
	平成13年度	196	196	100.0%	D社
	平成14年度	196	196	100.0%	D社
	平成15年度	196	214	91.9%	D社
	平成16年度	182	210	86.8%	D社
消防用設備点検業務 (随意契約(2号)) (本館・別館)	平成12年度	219	231	95.0%	E社
	平成13年度	213	219	97.1%	E社
	平成14年度	213	213	100.0%	E社
	平成15年度	260	260	100.0%	E社
	平成16年度	202	213	94.6%	E社
自家用電気工作物 保安管理 (随意契約(2号))	平成12年度	359	359	100.0%	E社
	平成13年度	359	359	100.0%	E社
	平成14年度	359	359	100.0%	E社
	平成15年度	359	359	100.0%	E社
	平成16年度	321	359	100.0%	E社
展示室及び理工展示物	平成12年度	410	410	100.0%	F社
	平成13年度	242	246	98.3%	F社

保守点検 (随意契約(1号))	平成14年度	410	410	100.0%	F社
	平成15年度	410	416	98.5%	F社
	平成16年度	410	416	98.5%	F社
展示用ロボット 保守点検 (随意契約(2号))	平成12年度	755	755	100.0%	G社
	平成13年度	755	755	100.0%	G社
	平成14年度	680	680	100.0%	G社
	平成15年度	680	680	100.0%	G社
	平成16年度	680	680	100.0%	G社
気動車シミュレータ 保守点検 (随意契約(2号))	平成12年度	903	903	100.0%	H社
	平成13年度	903	903	100.0%	H社
	平成14年度	903	903	100.0%	H社
	平成15年度	903	903	100.0%	H社
	平成16年度	903	903	100.0%	H社
対戦型ロボット 保守点検 (随意契約(2号))	平成12年度	504	520	97.0%	I社
	平成13年度	504	504	100.0%	I社
	平成14年度	504	504	100.0%	I社
	平成15年度	504	504	100.0%	I社
	平成16年度	504	504	100.0%	I社
ひまわり設備保守点検 (随意契約(2号))	平成12年度	218	218	100.0%	J社
	平成13年度	218	218	100.0%	J社
	平成14年度	218	218	100.0%	J社
	平成15年度	218	218	100.0%	J社
	平成16年度	218	218	100.0%	J社
全館消毒業務 (随意契約(2号))	平成12年度	934	937	99.7%	D社
	平成13年度	828	855	96.8%	D社
	平成14年度	452	500	90.4%	D社
	平成15年度	452	517	87.4%	D社
	平成16年度	757	761	99.4%	D社
車椅子用階段昇降機 保守点検 (随意契約(2号))	平成12年度	—	—	—	
	平成13年度	65	68	95.4%	K社
	平成14年度	65	65	100.0%	K社
	平成15年度	65	65	100.0%	K社
	平成16年度	65	65	100.0%	K社
空気調和自動制御設備 保守点検業務 (随意契約(2号))	平成12年度	452	462	97.7%	L社
	平成13年度	452	452	100.0%	L社
	平成14年度	452	452	100.0%	L社
	平成15年度	452	452	100.0%	L社
	平成16年度	441	452	97.7%	L社
ターボ冷凍機 保守整備点検 (随意契約(2号))	平成12年度	349	391	89.5%	M社
	平成13年度	423	454	93.2%	M社
	平成14年度	423	423	100.0%	M社
	平成15年度	423	441	95.9%	M社
	平成16年度	423	441	95.9%	M社
暖房用温水ボイラー 整備点検 (随意契約(1号))	平成12年度	—	—	—	
	平成13年度	99	99	99.8%	N社
	平成14年度	99	99	100.0%	N社
	平成15年度	99	103	95.5%	N社
	平成16年度	99	102	97.2%	N社

(注) 業務名の下のカッコ()は、平成16年度の契約の方法であり、随意契約右隣の号数は令第167条の2(随意契約)の各号である。山口県立美術館、山口県立萩美術館・浦上記念館の箇所の記載も同じである。

イ 監査結果

(ア) a 契約方法について

業務委託契約では、随意契約によることができる場合の金額の基準は、会計規則第165条の2において百万円を超えない場合とされている。このほかに随意契約によることができるものは、その性質または目的が競争入札に適さない場合や競争入札に付することができ不利と認められる場合等がある。上記の表の中で、百万円を超える随意契約が1件みられる。さらに、上記の表の他に非定型業務として百万円を超える随意契約が2件ある。後者のロボットシステム点検(1,644千円)と20Cm屈折赤道儀保守点検(1,300千円)については、汎用性のあるものではなく、特殊な装置等であり、製作会社1社からのみの見積もりとなっている。しかし、上記の空調設備等運転管理(2,909千円)については、3社から見積もりを徴取しており、随意契約する必然性について検討の余地がある。

b 業務の再委託について

随意契約のうち、令第167条の2第1項第2号に該当するもので、業務の再委託を行っているものがある。

委託先：L社 再委託先：X社

空調設備保守点検 441千円

委託先：I社 再委託先：Y社

対戦型ロボットの保守点検 504千円

委託先：G社 再委託先：Z社

展示用ロボット保守点検 680千円

令第167条の2第1項第2号の随意契約は、その目的から委託先が限定されるため、原則、再委託はできないものと考えられる。このため、上記随意契約においては、契約書上、業務の再委託を行う場合には、あらかじめ委託先の申し出に基づき、館長の書面による承認が必要とされている。しかしながら、その承認手続が行われていない。

c 館内外清掃について業務委託契約が締結されている。委託先は、契約に基づき日々清掃を行った実績を「清掃日誌」に記載することとなっている。「清掃日誌」と契約内容とを照らし合わせてみたところ、契約上清掃が求められている場所について、清掃を行ったとの記載がないものがある。

「清掃日誌」は、契約の履行を確認する意味を持つものであり、契約との不整合がないか常に管理する必要がある。

(イ) 予定価格の積算について

館内外清掃業務は、予定価格の下落とともに契約金額も下落している。この業務は、指名競争入札であり13社が応札、4社が辞退しているが、予定価格3,150千円に対し、これを下回ったのは、落札したO社のみであった。次に低い価格で入札したのはa社3,360千円であり、最高入札価格はb社8,945千円である。入札の効果をさらに上げるためにも、予定価格の公表等検討する必要もある。

空調設備等運転管理、自動ドア保守点検、特定建築物管理業務、資料薰蒸業務、展示室及び理工展示物保守点検及び暖房用温水ボイラー整備点検業務は契約金額は変化がないかまたは下落しているにもかかわらず、予定価格は上昇している。予定価格が実態にあっておらず、積算について見直す必要もあるのではないかと考えられる。

(10) 工事請負契約等

ア 工事請負契約

(ア) 平成16年度の工事請負費の金額は少額であったため、平成13年度工事請負費から車椅子用昇降機取付工事17,273千円を抽出し、その手続きについて関係資料により検討した。支出に関する手続きについて特に指摘すべき事項はない。

(イ) 当該工事は、階段に車椅子用昇降機を取り付けたものであり、昇降機として公有財産台帳に記載すべきものと考える。

イ 営繕工事契約

(ア) 営繕工事について5件を抽出し、契約手続きについて関係資料により検討したところ特に記載すべき事項はないが、1件だけ支払が請求書受領後1ヶ月以上経過しているものがあった。

(イ) 営繕工事関係支出については、公有財産台帳等には記載しないこととしている。ただし、平成16年度支出額のうち、下記内容については、明らかな資産の取得があり、公有財産等として、台帳記載が必要ではないかと考える。

燐蒸ガス除毒装置 782千円

3F. 4F. フットライト取付工事 1,299千円

(11) 光熱水費の使用状況

光熱水費のうち、電気の消費に異常な点はないか監査した。過去5年間の推移は次のとおりである。

電気代の推移

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
消費量(Kw)	317,400	310,610	308,440	295,170	285,810
金額(千円)	4,411	3,744	3,517	3,033	2,960

電気代は平成12年度と比較して、使用量で約10%、金額にすれば約30%減少しており、省エネ対策効果は表れている。

実施している省エネ対策としては、事務室等において、不要の電灯等の消灯に努めている。空調については、県立山口博物館として収蔵及び展示の資料を良好な状態に保つために一定の温度湿度の管理が必要であり、閉館日においても消費している状態である。

(12) 県立山口博物館の運営コスト

ア 概要

(ア) 前提

- a 博物館費には、正規職員の人事費は含まれていないので、従事している正規職員の人事費を加えた。
- b 平成16年度について発生主義に基づくコスト算定のため、建物の減価償却費及び職員の退職給与引当増加額を県に対して別途データの提出を依頼した。

(イ) 歳入・歳出実績の推移

過去5年間の歳入・歳出実績推移表

歳 入	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
総 合 計	5,960	3,763	14,997	15,082	13,904
経務使用料	0	0	0	0	0
財産管理費	0	0	0	0	0
教育使用料	5,871	3,703	2,047	4,003	2,649
社会教育施設費	5,871	3,703	2,047	4,003	2,649
教育財産売払収入	0	0	504	0	0
社会教育施設費	0	0	504	0	0
基金繰入金	0	0	12,390	11,025	11,200
緊急地域雇用創出特別基金繰入金			12,390	11,025	11,200
県預金利子	0	0	0	0	0
県預金利子	0	0	0	0	0
雑 入	88	60	56	54	55
雑 入	88	60	56	54	55
主な増減理由			緊急雇用交付金	緊急雇用交付金	緊急雇用交付金

歳 出	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
総 合 計 (1)+(2)	184,035	218,336	196,657	229,303	173,755
物 館 費					
報酬					
共済費	360	396	431	374	410
賃金	10,424	13,504	11,076	7,888	9,620
報賞費	885	989	1,192	1,164	916
旅費	3,413	3,193	2,712	2,320	2,529
需用費	26,272	31,941	30,506	31,441	28,064
役務費	3,825	9,330	7,336	7,923	5,602
委託料	13,984	14,853	30,105	25,745	30,385
使用料及び賃借料	7,504	7,771	277	171	359
工事請負費		18,237		41,475	
備品購入費	2,579	2,366	7,181	1,259	1,458
負担金補助及び交付金	131	153	131	141	141
積立金					
小 計 (1)	69,378	102,733	90,946	119,901	79,482
給料	61,785	62,630	57,581	59,991	50,704
時間外勤務手当	1,950	2,300	2,500	2,600	2,733
その他の職員手当	34,539	34,117	30,524	30,839	26,982
児童手当		120	180	145	145
共済費	16,383	16,437	14,927	15,827	13,709
小 計 (2)	114,657	115,603	105,711	109,402	94,273
主な増減理由		車椅子用昇降機取付工事	緊急雇用交付金事業実施	エレベーター改修工事、緊急雇用交付金事業実施	緊急雇用交付金事業実施

(ウ) 平成16年度分の発生主義に基づくコストの計算は次のとおりである。

a 建物の減価償却費（耐用年数50年）

本館 236,845千円×0.9÷50=4,263,210円

別館 28,508千円×0.9÷50= 513,144円

その他耐用年数経過分等 3件 22,359円

年間償却費 4,798,713円

b 退職給与引当増加額 在籍者の年間引当増加額個別に計算

(エ) 平成16年度分の県負担運営コスト（純歳出金額+発生主義に基づくコスト）

歳出合計	173,755
歳入合計	△13,904
減価償却費	4,799
退職給与引当増加額	5,751
計	170,401千円

(オ) 入館者1人当たりの県負担運営コスト

平成16年度入館者数	27,274人
入館者1人当たりの県負担運営コスト	6,248円
(170,401(千円)/27,274(人))	

(カ) 支出総額に対する人件費の割合（人件費に退職手当は含まない）

平成16年度	人件費	94,273千円	=0.54
	博物館費	173,755千円	
(歳出合計)			

(注) 比較するデータが支出総額であるため上記の支出総額に対する割合を求めた。

イ 監査結果

博物館費として支出されている（比較する下記のデータが支出総額であるため、発生主義コストは含まない）金額の54%が人件費であり、半分以上が人件費で占められていることから、他県の県立博物館の支出総額に占める人件費の割合を調査した。その結果は次のとおりである。

設置者	回答館園数	支払総額(千円)	支払の内訳(千円)			構成比(%)		
			事業費	管理費	人件費	D/C	E/C	F/C
			C	D	E			
全 体	1,570館	118,536	46,874	37,888	33,774	39.5	32.0	28.5
國立	26	606,375	326,019	118,328	162,029	53.8	19.5	26.7
都道府県立	273	279,536	92,442	107,691	79,403	33.1	38.5	28.4
市立	572	85,068	26,745	28,889	29,435	31.4	34.0	34.6
町村立	396	20,777	7,747	6,360	6,670	37.3	30.6	32.1
公益法人	232	102,071	61,597	22,199	18,275	60.4	21.8	17.9
会社個人等	71	189,504	101,735	39,644	48,125	53.7	20.9	25.4

平成16年度 財団法人日本博物館協会の博物館総合調査報告書より

都道府県立の人件費の構成比率の平均は28.4%である。比較に当たっては、事業費、管理費等の規模を見る必要があること、また費用の積算方法の相違等についての条件整理を考慮する必要があるが、都道府県立の人件費の構成比率と比較して県立山口博物館の人件費の構成割合は25%以上高い。しかも、設置者が公益法人や会社個人等の場合の人件費の構成比率は10~20%台にあり、コストの面だけからみれば直営の管理運営の人件費は非常に高くなっていることから、他の県立博物館との比較や設置者が県立博物館以外の公益法人等との比較をし、職務の役割と従事者数等について見直しをするなど、人件費の削減を検討する必要がある。

(13) 県立山口博物館の管理運営のあり方

意見

ア 現状

(ア) 県立山口博物館は、人文・自然・理工系を併せ持つ郷土色豊かな総合博物館としての発展を目指しているが、最近の入館者数は10年前に比較すると(126頁記載)50%程度に減少している。

(イ) (12)の運営コストにおいて、運営費に占める人件費比率が高いこと。

(ウ) 県立山口博物館の施設が昭和42年の竣工で、老朽化が進んでおり、しかもバリアフリー化に対応していないこと、及び駐車場の不足の問題があること。

(エ) 県立山口博物館周辺には、平成16年4月に公表された山口市の第5次の街づくり構想があること。

イ 管理運営のあり方

(ア) 最近の入館者数が減少していることから、県立山口博物館の設置目的にあるサービスが、県民のニーズに適合し提供されているのか検討が必要である。

(イ) 人件費比率が高いことから効率的な管理運営のあり方を考える必要がある。その際には、上記(ア)の検討結果を踏まえ指定管理者制度について民間事業者等（指定管理者）が、県立山口博物館の設置目的の遂行を県民のニーズに適合させながら運営することが可能か（博物館資料等についての専門的な知識を有するスタッフの配置が可能かを含めて）などの観点から、導入の可能性を検討する必要がある。

(ウ) 施設設備の計画等、県立山口博物館のあり方を検討する際には、平成16年4月に公表されている、山口市の第5次の街づくり構想の観点を踏まえることも必要である。

同構想では、都市核エリアを5つに区分し、都市核づくり構想を展開しており、その中に亀山周辺ゾーンがあり、県立山口博物館や山口県立美術館は同地域に存在している。

現状では、パークロード一帯は慢性的な駐車場不足にあることから、交通アクセスと交通ネットワークの強化の観点から駐車場等の整備計画がある。その整備計画の動向をみながら、駐車場の場所や施設等の県有財産を有効にかつ効率的に利用することなどさまざまな観点から、県立山口博物館の管理運営のあり方を早急に検討する時期にきている。

第5 山口県立美術館（以下「県立美術館」という。）

1 概要

(1) 沿革

昭和54年3月 竣工
昭和54年4月 県立美術館設置
昭和54年10月 開館
設置場所 山口市

(2) 基本方針

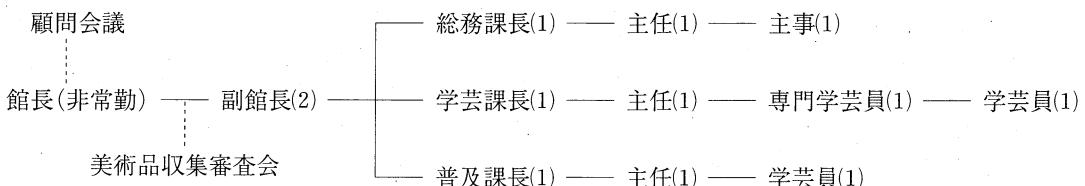
ア 山口県の特色を發揮する郷土色豊かな美術館

本県は、室町時代の雪舟から、藩政期の雲谷派、近代絵画の先駆をなした狩野芳崖、森寛斎、さらに現代美術における小林和作、香月泰男に至るまで、日本美術史上に意義深い仕事を残した作家を数多く擁するとともに、藩窯に由来する萩焼に代表される伝統工芸の土地柄でもある。これら本県にゆかりのある美術及び美術家を中心に、過去から現代にいたる本県美術文化の流れを、今日の視点から調査研究を進め、その代表作品等の収集・保存を図るとともに、これに関連した常設展及び自主企画展を開催する。

イ 県民が参加するひらかれた美術館

ジャンルやテーマに基づく幅広い美術鑑賞の場を県民に提供するとともに、学校教育や社会教育との連携等に重点をおきながら、より幅の広い美術鑑賞層のなお一層の拡大、掘り起しへかるため、美術に関する教養講座等を開くとともに、県民の創作作品発表の場である山口県美術展覧会等を開催することによって、県民が参加する美術館、さらに県民とともに新しい美術文化を創造していく拠点となるような美術館活動をめざす。

(3) 組織及び職員の状況（平成17年4月1日現在）



(4) 事業の内容

ア 美術作品充実事業

第2次作品収集計画の延長線上で、平成16年度は、日本画3点、洋画3点、写真62点の作品を収集している。

- ・ 松林桂月 「長門峠」 (日本画)
- ・ 松林桂月 「燕語」 (日本画)
- ・ 高島北海 「花鳥」 (日本画)
- ・ 香月泰男 「アムール」 (洋画)
- ・ 香月泰男 「寒林」 (洋画)
- ・ 小林和作 「室戸岬」 (洋画)
- ・ 殿敷侃 「線の集積」 (写真)
- ・ 荒木経惟 「農を撮る(61点)」 (写真)

作品収集計画について

区分	期間	内 容
第1次	昭和49～昭和55	近代以降の絵画、彫刻、工芸作品
第2次	昭和56～現在	重要文化財指定の雪舟作品3点をはじめ、雲谷派等中世・近世の日本画、写真その他開館当時の計画から、さらに時代や分野の拡大を図って作品収集している。

イ 企画展事業

展覧会名	開催期間(日)	入館者数(人)	1日当たり入館者数(人)
没後30年香月泰男展	平成16年4月6日～平成16年5月23日	43	15,270
周防国分寺展	平成16年6月25日～平成16年8月1日	33	39,428

ピカソ展	平成17年1月6日～平成17年3月13日	58	116,149	2,003
企画展計			170,847	

ウ 教育普及援助事業

(ア) 上級実技講座の開催

(イ) 美術館ニュース「天花」の発行

(ウ) 山口県美術展覧会の開催

会期 平成16年9月9日～9月26日（16日間）

（入館者数 4,961人）

エ 美術調査研究事業

雪舟総合美術研究事業

講演会、シンポジウムを開催している。

オ 美術館ボランティア養成事業

美術館ボランティア養成研修の実施

カ 美術館学校連携推進事業

(ア) 児童向けプログラムの実施

美術館見学、出前事業及び展覧会ガイドの作成

(イ) 教員向けプログラムの実施

教員向け講座の開催、各種研究会の依頼等による学芸員派遣

(5) 施設の概要

ア 現況施設

(ア) 構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）、地上2階、地下1階

(イ) 敷地面積 11,618.330m²

(ウ) 建物面積 4,336.050m²

(エ) 建物延面積 6,732.040m²

(オ) 各部門別面積

部 門		面 積
展示部門	企画室	第一展示室 583.298m ²
		第二 展示室 304.695
		展示準備室 26.384
		休憩室 36.953
		小計 368.032
		計 951.330
	常設室	第一 展示室 332.100
		郷土工芸室 130.209
		展示前室 123.750
		小計 586.059
		第二 展示室 431.325
		休憩室 22.916
		小計 454.241
		計 1,040.300
	(展示部門合計)	
	1,991.630	
その他	管理部門	1,045.011
	保管格納部門	666.533
	学芸研究部門	191.273
	ロビー、ホール、その他	1,305.193
	講座室	217.560
	倉庫	60.680
小計		3,486.250

喫茶室（昭62新築）	66,160
新収蔵庫（平元新築）	1,188,000
(その他部門合計)	4,740,410
総 計	6,732,040

イ 開館時間

9:00~17:00

ウ 休館日

(ア) 月曜日（月曜が祝日又は振替休日の場合は翌日休館）

(イ) 年末年始（1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで）

(ウ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日（こどもの日及び文化の日並びに特別開館日を除く）

エ 入館料

常設展：一般 190（160）円

学生（下記の生徒等は除く） 120（100）円

（ ）内は20名以上の团体料金

特別展：別途に定めた料金

常設展、特別展ともに18歳以下と70歳以上及び高等学校、盲、ろう、養護学校に在学する方等は無料

2 外部監査の結果

（総括事項）

県立美術館の財務事務の執行及び管理運営については、下記(1)及び個別事項の指摘を除き、関係法令等に基づき適正に処理されている。

(1) 合規性に関する指摘事項

電気室高圧電源連結盤改修工事3,995千円について

同上の工事について、令第167条の2により随意契約を締結している。この改修工事は工事金額が250万円を超えており、令第167条の2第1項第1号及び会計規則第165条の2の定めに従っておらず、随意契約によったことは妥当ではない。

（個別事項）

(1) 利用状況等

ア 入館者数の推移

（単位：人）

年 度	常 設 展	自 主企画展	共 催 展	美術団体展	移動美術館	計
平成7年度	20,292	17,461	105,696	11,319	1,533	156,301
平成8年度	20,598	10,276	125,062	15,907	1,310	173,153
平成9年度	14,510	16,618	35,413	8,804	2,220	77,565
平成10年度	21,128	15,744	77,784	11,175	2,014	127,845
平成11年度	13,056	10,643	61,214	11,255	2,017	98,185
平成12年度	30,031	7,505	126,034	9,947		173,517
平成13年度	10,549	9,173	283,404	10,243		313,369
平成14年度	14,094	10,017	50,230	18,034		92,375
平成15年度	14,100	5,292	46,123	11,258		76,773
平成16年度	13,566	54,698	116,149	12,743		197,156
累計(平成2年度～)	273,582	239,799	2,041,540	175,701	23,554	2,754,176
割 合	9.9%	8.7%	74.1%	6.4%	0.9%	100.0%

県立美術館の入館者数については、自主企画展及び共催展の占める割合が大きく、特に共催展の占める割合が大きい。年度ごとの入館者数でも、共催展の入館者数に差異が発生している。

平成16年度の自主企画展の人数が増加している理由は、周防国分寺展の入館者が多かったためであり、入館者の増加のためには、魅力ある共催展の実施及び企画力のある自主企画展の開催が必要と考えられる。

なお、上記表で移動美術館が平成12年度以降廃止されている。

その理由として、県立美術館の開館当初は、県内の公立美術館は当館のみであることから、遠隔地の市町村に出向いて移動美術館を開催し、より多くの県民に美術作品に触れてももらう機会を設ける必要があり、移

動美術館が導入されていたが、その後下関市立美術館をはじめ県内各地に公立美術館（7館）が設置され、県民が美術作品に接する機会が格段に増加し、しかも、移動美術館開設後20年が経過し、その間延べ40市町村で開催され、当初の目的を達成したことから廃止している。

イ (ア) 平成16年度企画展開催状況

展覧会	会期(日)	入場者数(人)			1日平均 入場者数(人)	
		有料	無料	計		
没後30年香月泰男展	平成16年4月6日～5月23日	46	7,475	7,795	15,270	332
周防国分寺展	平成16年6月25日～8月1日	33	21,881	17,547	39,428	1,195
ピカソ展	平成17年1月6日～3月13日	58	66,916	49,233	116,149	2,003

山口県の場合、無料の割合が大きいので有料・無料の分析を行う

(有料)	個人				団体				小計	
	一般		学生		一般		学生			
	日数	料金	人数	料金	人数	料金	人数	料金	人数	
常 設 展	一	190	7,189	120	296	160	137	100	18	7,640
大 き な や き も の	19	190	551	120	10	160	56	100	0	617
没 後 30 年 香 月 泰 男 展	46	730	6,763	510	282	620	421	410	9	7,475
周 防 国 分 寺 展	33	1,000	21,280	800	331	800	270	600	0	21,881
ピ カ ソ 展	58	1,200	62,486	1,000	3,006	1,000	1,392	800	32	66,916
第 27 回 伝 統 工 芸 新 作 展	6	300	574	300	0	300	0	300	0	574
第 58 回 山 口 県 美 術 展 覧 会	16	250	3,098	200	69	200	0	150	0	3,167
第 57 回 山 口 県 学 校 美 術 展 覧 会	6		—		—		—	—	—	—
計			101,941		3,994		2,276		59	108,270

(無料)	18才以下	招待券・案内状	老人 (70以上)	教育文化週間等 無料展覧会	身障その他	小計	合計	
	人数							
常 設 展	1,610		20	2,142	0	690	4,462	12,102
大 き な や き も の	103		0	250	354	140	847	1,464
香 月 泰 男	1,722		2,826	2,580	0	667	7,795	15,270
周 防 国 分 寺 展	2,360		5,178	7,893	0	2,116	17,547	39,428
ピ カ ソ 展	13,501		19,950	6,878	0	8,904	49,233	116,149
伝 統 工 芸 新 作 展	11		394	246	0	50	701	1,275
山 口 県 美 術 展 覧 会	172		369	721	0	532	1,794	4,961
学 校 美 術 展 覧 会	1,874		0	401	3,493	739	6,507	6,507
計	21,353		28,737	21,111	3,847	13,838	88,886	197,156

共催展であるピカソ展の場合、有料入館者数66,916人に対して無料入館者数は49,233人であり、無料入館者の割合は42.4%となっている。自主企画展の無料入館者の割合でも46.3%となっており、無料入館者の割合が大きい。無料入館者の割合が高いと共催展の開催が困難となることも考えられることから、他県で高齢者及び18歳未満の特別展観覧料を無料としているかどうかの調査を県立美術館に依頼したところ、次のとおりであった。

福岡県立美術館—無料なし（毎週土曜日に高校生以下が無料の場合がある）

長崎県美術館—小学生のみ無料

熊本県立美術館—無料なし

宮崎県立美術館—無料なし

島根県立美術館—小中学校の学校利用は無料

広島県立美術館—無料なし

岡山県立美術館—無料なし

愛媛県立美術館—無料なし

高知県立美術館—高校生以下無料

下関市立美術館—18歳以下、70歳以上無料

周南市立美術博物館—中学生以下無料

18歳以下及び70歳以上を無料としているのは、近隣の公立美術館は山口県以外では下関市立美術館のみである。

共催展の場合、実行委員会での収支により共催者の負担額または収入額が決まるので、無料の割合が多いと収支は悪くなり、共催者の負担額が多くなる。新聞社等の共催者にとって、社会文化事業としての展覧会の開催に当たり、他県に比較して収支が悪いこととなれば、山口県での開催が少なくなることも考えられ、県として、無料であるために開催上不利となる額の負担等の検討が必要である。

(イ) 企画展の収支の状況

(収支決算)

(単位：千円)

内 容	香 月 泰 男	周 防 国 分 寺	ピ カ ソ
(収入)			
入場料収入	5,355	21,911	75,609
図録収入	289	5,898	1,642
補助金		13,000	
協賛金		500	3,730
雑収入	958	1,144	8,050
出資金		(20,000)	(26,000)
()うち書は県出資金		24,000	34,400
計	6,602	66,454	123,431
(支出)			
共通経費分担金	4,725		29,400
作品移送費		13,459	
広報宣伝費	1,667	32,093	17,596
印刷費	1,062	0	5,685
会場構成費	615	819	2,133
会場使用料	0	740	1,104
図録購入費	435	1,306	841
臨時職員費	2,665	2,179	7,751
販売手数料	0	608	2,976
その他諸費	140	377	4,788
事務局費	304	1,419	2,974
出資払戻金		(9,544)	(23,939)
()うち書は県への払戻金		13,452	48,183
計	11,614	66,454	123,431

(注) 没後30年香月泰男展及び周防国分寺展は自主企画展である。周防国分寺展は自主企画展であるが実行委員会方式で行ったことにより、ピカソ展と同様に実行委員会方式での開催となっている。実行委員会方式の場合、出資金として実行委員会に支払い（委託料の支払い）、決算後の剩余金を収納することとなる。

a 収支の分析

(a) 没後30年香月泰男展について

自主企画展であるため、収入及び支出は県立美術館の歳入及び歳出として処理されており、上記収支明細は、別途抽出算出したものである。

現在の県のシステムからは、収支明細を自動的に作成することはできないため、手作業で収支明細を作成しており効率的ではない。事業を行う限り、収支の状況は明らかにする必要があり、（そうでなければ事業評価はできない）、会計システムについて検討する必要がある。

(b) 周防国分寺展について

自主企画展であるが、実行委員会方式を採用しているため、収支計算は、県のシステムとは別に補助簿を作成し、収支決算書を作成している。事業終了後においては、実行委員会監事の監査を受けて

いる。上記表の（ ）内は県立美術館の金額を示しており、20,000千円の支出に対し9,544千円を受け取っており、県の負担額は、10,456千円となっている。

(c) ピカソ展について

共催展であり、実行委員会方式を採用しており、周防国分寺展と同様の会計処理である。決算額は26,000千円の支出に対して23,939千円を受け取っており、県の負担額は2,061千円である。しかし、以下の問題点がある。

- ・ 共催者全体の出資額の負担及び出資払戻は47,000千円の負担に対して、出資払戻金は48,183千円となっている。他の共催者は出資額に対し115%の払戻しを受けるのに対し県は92%となっている。これは、ピカソ展の当初の県負担額は21,000千円であり、県の意向に従った支出のため5,000千円の追加支出を行ったためとの説明を受けた。

共催者との予算作成時における県の負担は21,000千円であり、この金額に対してはほぼ115%の払い戻しとなる。したがって、5,000千円の追加支出は県の減免方針に協力した結果生じた高い無料化率に対する調整額ということになるのかもしれないが、財務執行の透明性を確保する観点からすれば、今後、実行委員会方式を採用する場合は、追加支出という方法ではなく、児童生徒や高齢者の有料化も検討する必要がある。

- ・ 実行委員会主催のピカソ展観覧料は実行委員会で1,200円と決定されている。

一方、県主催の特別展示については、山口県使用料手数料条例別表第1で、千円の範囲内で知事が定める額となっている。

- ・ 平成16年9月27日付けの競争入札等審査会（業務委託契約）が作成されており、選考業者としてピカソ展実行委員会となっているが、選考理由等の書類が不備である。

・ 県の払い戻し額23,939千円は、完了検査が平成17年6月17日であり、平成17年度の歳入となっている。展覧会が3月に終了しており、やむを得ないともいえるが迅速に処理すべきである。

(2) 入館料等の収入管理

ア 入場券管理

日々の使用済入場券は「当日観覧料売上伝票」に担当者が記入し、その月次の集計を「観覧チケットチェック票」にまとめ、売上枚数とその番号及びチケット残数を計算し、責任者がチェックする。

イ 監査手続

(ア) 収納した現金がそのまま銀行に預入されているかなど、現金出納管理が適切に行われているか検証した。

(イ) 入館料の免除手続は条例等に準拠して適正になされているか関係者に質問し、さらに常設展入館者集計表と当日観覧料売上伝票を突合した。

(ウ) 入場券の受払管理の妥当性を確かめるため、関係者に質問し、特定日の観覧チケットチェック票及び当日観覧料売上伝票を閲覧し、質問するとともに、チケットの現物検査を行った。

ウ 監査結果

(ア) 現金出納管理

入館料当日入金分を翌日二人一組で銀行に預け入れし、入館料から小口の経費支払に充当することもなく、適切に処理されている。

(イ) 入場券の受払管理

入場券の受払台帳がないため、発行総枚数から使用された枚数を控除したあるべき未使用枚数が把握されておらず、現物枚数との照合ができない状況である。

入場券の管理としては、発行枚数から使用した枚数を控除する受払台帳を作成し、年に1度は未使用枚数と照合し、発行した枚数の顛末が明らかになるようにすべきである。

(3) 美術品の受入

ア 美術品の収集実績は次のとおりである。

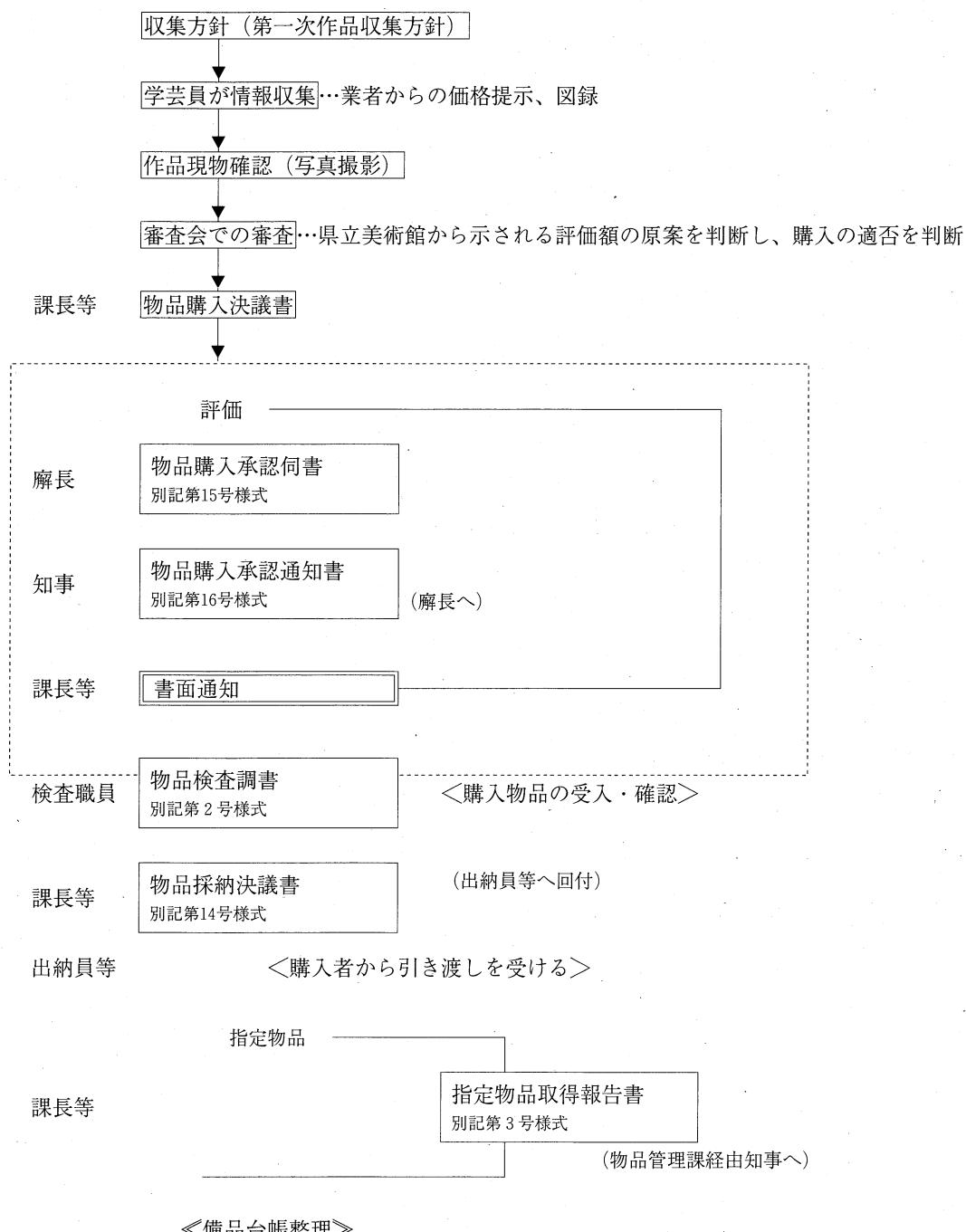
美術品収集実績

(単位:点、円、%)

	日本画				洋画				水彩				素描				版画			
	購入		寄贈		購入		寄贈		購入		寄贈		購入		寄贈		購入		寄贈	
	点数	金額	点数	金額	点数	金額	点数	金額	点数	金額	点数	金額	点数	金額	点数	金額	点数	金額	点数	金額
～平成12年度	138	889,553,400	111	267,719,600	87	511,632,500	98	188,200,000	17	1,020,000	358	23,650,000	17	1,950,000	4	1,880,000	60	18,290,500	125	11,380,000
平成13年度			3	3,500,000			4	18,000,000												
平成14年度							3	8,000,000												
平成15年度			2	7,00,000	1	60,000,000														
平成16年度			3	2,500,000	1	60,000,000	2	8,000,000												
小計	138	889,553,400	119	280,719,600	89	631,632,500	108	302,200,000	17	1,020,000	358	23,650,000	17	1,950,000	5	2,080,000	60	18,290,500	125	11,380,000
金額合計		1,170,273,000				933,832,500				24,670,000				4,030,000				29,670,500		
割合		36.7				29.3				0.8				0.1				0.9		
	彫刻				写真				工芸				小林コレクション				総合計			
	購入		寄贈		購入		寄贈		購入		寄贈		購入		寄贈		購入		寄贈	
	点数	金額	点数	金額	点数	金額	点数	金額	点数	金額	点数	金額	点数	金額	点数	金額	点数	金額	点数	金額
～平成12年度	21	84,187,000	76	134,50,000	1,046	138,526,000	1,061	145,689,000	103	258,682,000	100	124,100,000			54	67,400,000	1,489	1,903,841,400	1,987	964,318,600
平成13年度	2	2,600,000									3	32,000,000					2	2,600,000	10	53,500,000
平成14年度																				
平成15年度																				
平成16年度																				
小計	23	86,787,000	76	134,30,000	1,068	140,726,000	1,122	163,989,000	103	258,682,000	115	170,600,000	0	0	54	67,400,000	1,515	2,028,641,400	2,082	1,156,318,600
金額合計		221,087,000				304,715,000				429,282,000				67,400,000				3,184,960,000		
割合		6.9				9.6				13.5						2.1			100.0	

イ 購入

(ア) a 美術品の購入手続のフロー



b 監査結果

美術品収集の方針はあるが、具体化された計画がなく、購入実績と比較して計画の達成度や計画の見直し等ができない状況であり、購入実績と比較できるように具体的な収集計画の作成が必要である。

(イ) 購入単価

a 購入価格決定に際して参考にしているもの

- (a) 類似美術品の過去の売買事例
- (b) 売り立て目録等
- (c) 学芸員の知識・経験
- (d) 審査会評価

b 監査結果

- (a) 開設以来、美術品の購入は原則として業者提示価格で行っているということであるが、業者が作成した証憑書類はなく、少なくとも業者から提示価格の証憑書類をとる必要がある。
- (b) 審査会では県立美術館が作成・提示した評価額の原案を基に、審査員が独自に評価し業者提示価格の適否が判断されることとなるが、書類としては評価証が残るのみで過程が不明である。価格の経済性をチェックするという観点からも評価の状況等、審査会の記録を残すべきである。

ウ 寄贈

(ア) 概要

美術品の寄附採納手続及び保管転換手続について

平成16年度に取得した美術品は、定期監査資料によれば日本画3点、洋画3点、写真62点、計68点の作品を収集したとされている。

作 者	美 術 作 品 名	取 得 年 月 日	取 得 方 法
松林桂月	「長門峠」(日本画)	平成17年3月31日	基金により購入
松林桂月	「燕語」(日本画)	平成17年3月28日	保管転換
高島北海	「花鳥」(日本画)	平成17年3月28日	保管転換
香月泰男	「アムール」(洋画)	平成17年3月28日	保管転換
香月泰男	「寒林」(洋画)	平成17年3月28日	保管転換
小林和作	「室戸岬」(洋画)	平成17年3月28日	保管転換
殿敷 倪	「線の集積」(写真)	平成17年3月28日	寄附
荒木経惟	「農を撮る(61点)」(写真)	平成17年3月28日	寄附

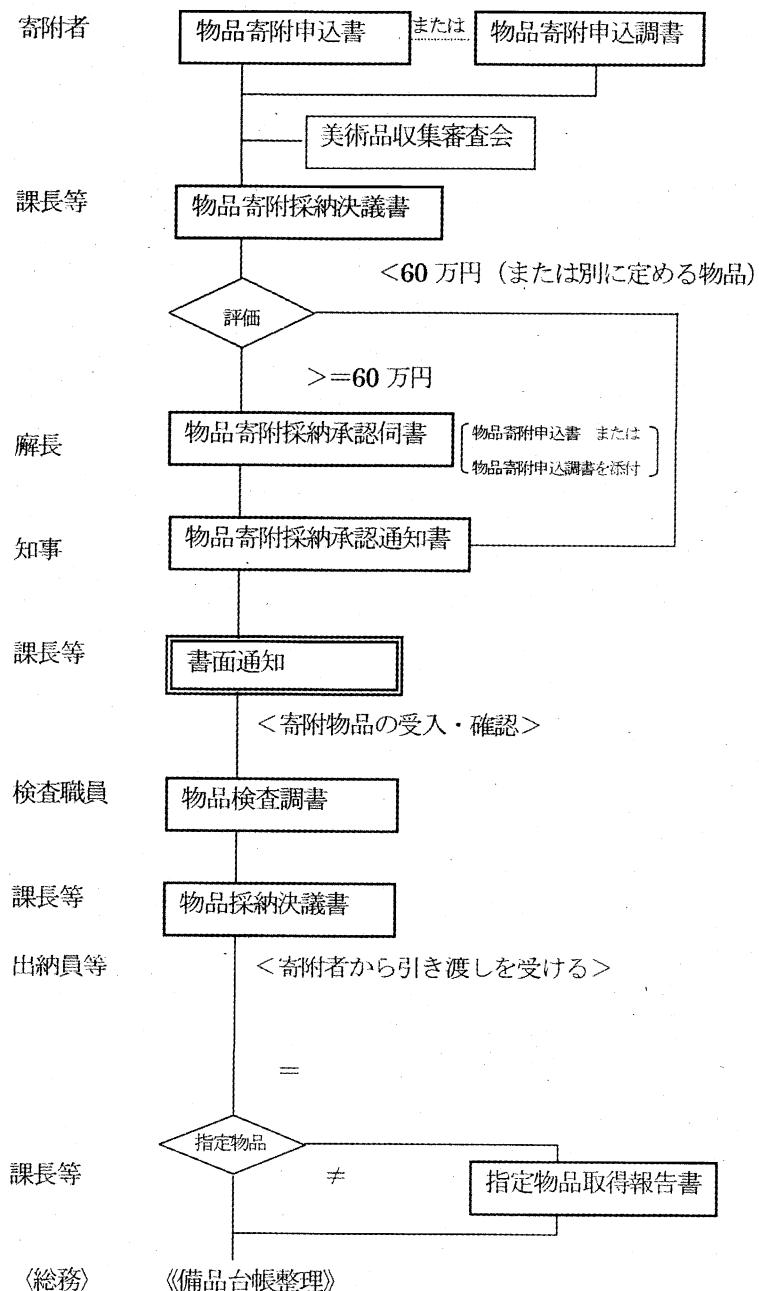
(イ) 監査手続

上記内容の基金による購入、保管転換、寄附の手続きが適正に行われているか関係資料と照合した。その結果次の問題点があった。

(ウ) 監査結果

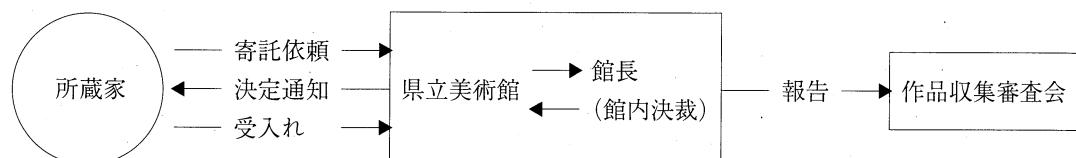
- a 平成16年度取得分については備品管理簿(台帳)に記載されていない。また、保管転換した作品について作品カードと照合しようとしたが作成されていなかった。
- b 平成16年度に基金により購入した香月泰男「アムール」60,000千円は県立美術館としての取得ではなく、基金所有によるものであり県立美術館の備品ではない。
- c 香月泰男「涅槃」の寄附は平成16年3月31日とされているが、物品寄附採納承認通知書によれば日付は平成16年4月2日であり、書類からすれば平成16年度取得となる。
- d 保管転換した香月泰男「寒林」7,000千円について保管転換通知書が見当たらなかった。
- e 寄附採納した2件について下記の寄附採納の流れに従って書類と照合したところ、物品寄附採納承認通知書が見当たらなかった。これは、物品寄附採納承認通知書の作成が洩れていたためである。これらは、書類面の不備であるが、貴重な美術品の保管に関する重要な手続きであり、十分注意する必要がある。

寄附採納の流れ



エ 寄託

(ア) 寄託品の受け入れ手続



寄託の要領

- 寄託は上記の手続に従って受け入れされるが、作品収蔵後は、1年更新で寄託意思の継続を確認している。
- 作品は常設展に随時活用するという条件で所蔵家には保存管理の場を提供
- 借用料の代替としてメンテナンス費用を県立美術館が負担している。
- 寄託品の持込みの輸送費は寄託者の負担となっている。

(イ) 過去7年の寄託作品数の推移

(単位：点)

年 度	日本画	洋画	工芸	彫刻	資料	その他	水彩・素描	写真	計
平成10年度	191	17	48	1	2	1			260
年度内増減	14増、2減	6増		19増		1減			36増
平成11年度	203	23	48	20	2				296
年度内増減	1増	25増	24増		4増		45増		99増
平成12年度	204	48	72	20	6		45		395
年度内増減	3増	1減	6増、18減	2増、1減			30増	21増	
平成13年度	207	47	60	21	6		45	30	416
年度内増減	16増	2増	4増				16減	6増	
平成14年度	223	49	64	21	6		45	14	422
年度内増減	5増	3増							8増
平成15年度	228	52	64	21	6		45	14	430
年度内増減	1増、2減	4減			1減		10減	6減	22減
平成16年度	227	48	64	21	5		35	8	408
年度内増減	9増	11減、1増	10減、9増	6増、17減					13減
16年度末	236	38	63	10	5		35	8	395

(ウ) 監査結果

寄託を受けた場合、美術作品預り証を発行しているが、平成16年度の寄託作品25件のうち1件について、美術作品預り証に寄託を受けた日（以下「受寄日」という。）の記載がないものがある。受寄日は受託に伴う管理責任の開始日であり、受入れした日の記載洩れがないよう注意する必要がある。

また、美術作品預り証の控を入手していないケースがあるが、後日の証拠書類として控の保存が必要である。

(エ) 意見

- a 寄託時の作品の状況について写真はあるが、作品の状況について記載した書類がない。寄託を受けた作品の状況に関する書類を作成し、寄託者と受寄者が作品の状況について確認した旨の押印をし、後日、作品の状況に関して認識の相違が生じないように対処することが必要であると考えられる。
- b 寄託に関しては保存や利用条件について、また経費負担については口頭で説明し、了解しているということであるが、受寄に関して契約書の作成を検討することが必要である。
- c 寄託品に関して保険が付保されていないが、受託に伴う管理責任があることから、防災等のリスクへの対応が十分か、他県の状況等を調査するなど検討する必要がある。その前提として、寄託品について受寄時に評価をする必要があり、今後評価方法を検討する必要がある。

(4) 美術品の活用度

ア 美術品の貸出及び返却

(ア) 美術品の貸出数の推移

年 度	貸出件数(件)	貸出数(点)	主 な 貸 出
平成7年度	18	57	文化庁、京都国立近代美術館
平成8年度	15	531	京都国立博物館、滋賀県立近代美術館
平成9年度	8	32	栃木県立美術館、神戸市博物館
平成10年度	21	86	名古屋市美術館、茨城県立近代美術館
平成11年度	12	51	京都国立近代美術館、笠間日動美術館
平成12年度	9	28	東京国立近代美術館、茨城県陶芸美術館
平成13年度	14	160	東京国立博物館、千葉市美術館
平成14年度	13	131	福井市美術館、島根県立美術館
平成15年度	8	145	静岡県立美術館、新潟市美術館
平成16年度	12	100	小川原脩記念美術館、岡山県立美術館
計	130	1,321	

(イ) 貸出及び返却の手続